

平成29年度
第23回 和歌山県有床診療所協議会
総会・講演会・情報交換会
【報告書】

日時) 平成29年8月26日(土曜日)
於) 「和歌山市医師会大会議室」(和歌山ビッグ愛 4F)
「オテル・ド・ヨシノ」(和歌山ビッグ愛 12F)

平成 29 年度・第 23 回和歌山県有床診療所協議会総会、講演会、情報交換会・次第
(協賛：株式会社関西臨床検査総合研究所) 開催日：平成 29 年 8 月 26 日(土曜日)
※クールビス開催。

I. 総会「和歌山市医師会大会議室」(和歌山ビッグ愛 4F)【PM4:00～5:00】

総合司会 和歌山県有床診療所協議会 副会長 粉川 信義

1. 挨拶、紹介など：(司会 副会長 粉川 信義)
 - ① 会長挨拶(会長 辻 興)
 - ② 来賓御紹介(副会長 粉川 信義)
 - ③ 祝電御披露(副会長 粉川 信義)
2. 報告事項；(司会 副会長 粉川 信義)
 - ① 役員紹介(会長 辻 興)
 - ② 平成 28 年度事業報告(会長 辻 興)
 - ③ 第 30 回全国有床診療所連絡協議会 大分大会報告
第 1 日 (副会長 辻 寛)
第 2 日 (副会長 児玉 敏宏)
3. 協議事項；(司会 副会長 粉川 信義)
 - ① 平成 28 年度 収支決算報告 (会長 辻 興)
 - ② 平成 28 年度 監査結果報告 (監事 宮本 克之)
 - ③ 平成 29 年度 事業計画 (会長 辻 興)
 - ④ 当協議会の一般社団法人化決定について(会長 辻 興)

II. 講演会「和歌山市医師会大会議室」【PM5:00～6:00】

講演 1：「一般社団法人設立の留意点」(PM5:00～5:20)

演者：税理士法人 風神会計事務所 代表社員 風神 正典 先生

座長：和歌山県有床診療所協議会 会長 辻 興

講演 2：テーマ 私の人生「困難が無かったら今がない」(PM5:20～PM6:00)

演者：株式会社 丸和 代表取締役 丸山 昌三 先生

座長：和歌山県有床診療所協議会 副会長 児玉 敏宏

III. 情報交換会「ホテル・ド・ヨシノ」(和歌山ビッグ愛 12F)【PM6:00～7:30】

司会・幹事 和歌山県有床診療所協議会 副会長 勝田 仁康

1. 開会の挨拶 和歌山県有床診療所協議会 副会長 児玉 敏宏
2. 乾杯の挨拶 和歌山県有床診療所協議会 監事 宮本克之
3. 「オペラ コンサート」 ソプラノ歌手：山崎 多恵 様、伴奏：兼子 万美子 様
4. 閉会の挨拶 和歌山県有床診療所協議会 副会長 辻 寛

I. 総会



【総合司会】 粉川 信義 副会長

◆挨拶・事業報告・事業計画：辻 興 会長

◆全国総会報告（1日目）：辻 寛 副会長

◆全国総会報告（2日目）：児玉 敏宏 副会長

◆会計監査：宮本 克之 監事

【会長挨拶】

辻 興

皆様、こんにちは。今日は御暑い中、8 月最後の貴重な週末にもかかわらず、第 23 回和歌山県有床診療所協議会総会に御参加頂き、感謝申し上げます。

本日は御来賓として読売新聞社、和歌山支局の辻美弥子支局長様にお越し頂きました。お忙しい中、本当にどうも有難う御座います。

また、昨年に引き続き風神会計事務所、風神正典先生にもお越し頂いております。今年も御講演、宜しくお願いします。

また、後ほど、株式会社丸和の丸山昌三先生もお越し下さります。

そして、今年も関西臨床検査総合研究所の黒松会長、ならびに前岩社長には、総会の御準備等、多大なる御支援を頂いております。この場を借りて厚く御礼申し上げます。



さて、有床診療所は、昭和 23 年（1948 年）に施行された医療法第 1 条により、「19 名以下の患者を入院させるための施設を有するもの」として設置され、永年、地域医療を担ってきました。

しかし、昭和 60 年（1985 年）第 1 次医療法改定で、医療法第 13 条「有床診療所の患者収容は原則 48 時間以内」を盾に、有床診療所は地域医療計画から除外され、正式な入院施設として認められなくなりました。昭和 63 年（1988 年）11 月には、当時の厚生省健康政策局長による「有床診療所の歴史的役割は終わった。このベッドを今さら医療計画の中に入れる必要はない」との問題発言もあり、行政は有床診療所を医療計画から除外し、医師会もこれを根拠として有床診療所への積極的支援を避けるようになりました。これが病院との入院基本料の格差を生み、有床診療所が減少する原因となりました。

しかし、平成 26 年（2014 年）10 月、流れは変わりました。

同年 10 月 1 日施行の「医療介護総合確保推進法（第六次医療法改定）」において、有床診療所が医療法 30 条に「病床を持つ診療所」として書き込まれ、正式な入院施設として認められました。そして有床診療所病床の役割、機能が医療法で規定されました。これにより、有床診療所が正式に医療計画の中に組み込まれる準備が整いました。実に 29 年ぶりです。その事実に基づき、厚労省と日本医師会は、有床診療所への対応を改め、地域医療構想の中核を担うシステムとして支援を開始しました。しかし、残念ながら、この流れは、地方、

特に近畿圏には、未だしっかりと波及しておりません。

医療法に明記された「正式な入院施設」、有床診療所に対する、「医療計画上の放置」を、断じて許してはいけません。当協議会は県医務課と県医師会に積極的にその事実を訴え、働きかけました。その結果、県医務課は、「協議の場」の構成員に県下全有床診療所関係者を含めて下さりました。こうした例は全国的にも珍しく、和歌山県医務課の誠意ある対応には、心より感謝致すところであります。しかし、現在進行中の「第 7 次和歌山県保健医療計画」策定において、第 1 回の圏域別検討会が、今週開催されましたが、我々有床診療所には参加依頼がありませんでした。「地域医療構想調整会議での具体的な議論の進め方」などが論議されるであろう「第 7 次医療計画」の圏域別検討会に、有床診療所だけが除外され、放置されれば、これまでの様に有床診療所が医療計画から取り残される危険性があります。有床診も「第 7 次医療計画」圏域別検討会に参加させて頂く様、県医務課に要望書を提出すべきか検討する必要があります。

一方、県医師会は、依然として県下有床診療所との対話を避けております。医師会員を代表する県医師会が、県下有床診療所の声に耳を傾けないのは問題です。実は、有床診療所の最新情報を入手する唯一の機会である、全国有床診療所連絡協議会総会への県医師会からの人員派遣は途絶えております。これでは県医師会の有床診療所への認識はアップデート出来ません。この状況は和歌山県に限らず、近畿圏全ての府県医師会に当てはまります。つまり、近畿圏の府県医師会は、医師会員を代表して医療計画策定に参画しても、有床診療所の意見を代弁する術を持ち合わせていないのです。この事実を我々は見過ごす訳にはいきません。

やはり、当事者でないと難しいのです。ですから、当協議会は県医師会に「有床診療所部会を作って下さい。自分たちでやりますから」とお願いしているのですが、県医師会は交渉を中断したままです。

待っていても仕方ありません。現在、同じ近畿圏の有床診療所協議会との連携を模索中で、全国有床診療所連絡協議会を通じて日医から地方医師会への働き掛けを促しております。

県医師会に頼るだけでなく、自ら恒常的に県医療行政に働きかける力も必要です。現在任意団体である当協議会の法人化が行政への発言権強化につながるものと考え、当協議会は全国の有床診療所協議会の中で初の法人となる一般社団法人格取得を目指しております。

では、法人化して何を求めるのか？平成 27 年度の日医総研の現状調査によると、有床診療所病床は 1 日 1 入院当たり 1860 円の赤字であります。これでは有床診療所の健全運営など不可能です。病院と同様、行政は有床診療所を正式な病床として認めた訳ですから、行政には有床診の経営環境を整える義務があります。十分な報酬を確保せず、赤字経営を放置して人命にかかわる問題が生じた場合、行政も責任を問われると思います。私達の目標は外来収益で補填しなくても、ちゃんと入院収益で経営の成り立つ有床診入院基本料の獲得です。

この要求は当然の権利ではないでしょうか？

どうか、次世代に継承できる有床診療所環境を実現出来るよう、皆様の当協議会運営へのより一層の御支援・御協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

今日は御出席、どうも有難うございました。

【祝電披露】

646	0036			
田辺市上屋敷3-11-14 (医)外科内科辻医院気付 和歌山県有床診療所協議会会長 江興 様				
640	8514			
和歌山市小松原通1丁目1 県民文化会館 5F わかさまけいしんかい 和歌山県医師会				
TEL (073) 4214 - 5101				

08	月	25	日	午前	午後	なし
----	---	----	---	----	----	----

※日曜日の配達日指定をされた場合
の配達時間帯は保証ができません

□ □ □ 普 通 用 7

第二十三回和歌山県有床診療所協議会総会
・講演会及び情報交換会のご盛会を心から
お祝い申し上げます
今後益々のご発展と皆様方のご健勝を祈
念いたします

和歌山県医師会 会長
寺下 浩 彰

E150556980001 (1/1)

【平成 29 年度 和歌山県有床診療所協議会・役員】

※ 順不同 敬称略

名誉会長：青木 敏
奥 篤

会 長：辻 興

副 会 長：粉川 信義
辻 寛
勝田 仁康
児玉 敏宏

理 事：木下 欣也
北山 俊也
木下 泰伸
星野 好則
濱田 寛子
辻村 武文
長雄 好昭
榎本 修
宇治田 卓司

監 事：宮本 克之

顧 問：武用 瀧彦
丸笹 雄一郎
橋本 忠明

【平成 28 年度 和歌山県有床診療所協議会 事業報告】

(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月：※本総会開催日である平成 29 年 8 月 26 日分迄報告)

※項目別・要点抜粋版

(敬称略)

I. 地域医療構想関係

○平成 28 年 4 月 25 日

「和歌山県地域医療構想(案)への要望」
を和歌山県医務課に提出。

○平成 28 年 5 月 27 日

「和有協より県医務課への地域医療構
想実現への要望書 2016」を県医務課に
提出。



○平成 28 年 7 月 13 日

「和歌山県地域医療構想調整会議(協議の場)」への有床診療所参画への意見交換

場所 外科内科辻医院(和歌山県有床診療所協議会会員事務局)

出席者 県福祉保健部健康局医務課医療戦略推進班 貴志幸生課長補佐兼班長

県福祉保健部健康局医務課医療戦略推進班 狗巻裕己 主査

和歌山県有床診療所協議会 辻 興

各圏域で開催される地域医療構想実現への「協議の場」に全有床診療所が構成員として参画することとなる。

○平成 28 年 7 月 16 日

和歌山県福祉保健部長より和有協会長宛に「和歌山県地域医療構想調整会議(「協議の場」)

設置にあたっての構成員について(依頼)(医 第 07140001 号:平成 28 年 7 月 14 日付)が郵送される(県医務課からの正式文書での参画依頼)。「有床診療所の代表者に参画頂きたい」旨の内容と、「各保健所より別途依頼する予定」との記載あり。

医務課医療戦略推進班の貴志様、狗巻様より、「全ての有床診療所に参加依頼をすることから、「協議の場」構成員の「有床診療所(代表者)」という表現を「有床診療所 関係者」へと改めている旨の記載あり。

⇒ ※ここまで「平成 28 年度第 22 回和歌山県有床診療所協議会総会・講演会・情報交換会」報告書を参照の事（報告済）

○平成 28 年 9 月 29 日

【参考】第 1 回「協議の場」和歌山県地域医療構想（田辺保健医療圏構想区域）調整会議 西牟婁総合庁舎 4 階大会議室 PM 3 時～4 時 30 分に参加。病床ごとに果たす役割の異なる有床診療所の病床機能を病院と兼用の 4 つの病床機能で評価するのは困難であり、有床診療所固有の 5 つの病床機能での評価を行うべきと主張。また、産婦人科病床を削減対象とすべきではないと主張した。今後検討を重ねるとの返事。今後主に検討を行う分科会の委員に有床診療所の代表として任命される。（以降、分科会数回開催されるも、現時点で有床診療所関連の議題無し）

○平成 29 年 6 月 16 日

和有協全会員に対し「地域医療構想調整会議（協議の場）における有床診療所の現状アンケート」実施 ⇒ 【資料 I-①】

【資料Ⅰ-①】「地域医療構想調整会議（協議の場）における有床診療所の現状アンケート」
（平成 29 年 6 月 16 日実施、6 月 25 日締切）回答集計結果

全会員 40 名：A 会員（病床稼働中）33 名+B 会員（病床非稼働）7 名：にアンケート実施
回答者数：A 会員 22 名（回答率 67%）+B 会員 1 名（回答率 14%）

【質問 1】：「地域医療構想調整会議」に 1 回以上出席されましたか？

【回答】

○はい：86%

○いいえ；14%

【質問 2】：「地域医療構想調整会議」において、有床診療所の病床削減について具体的な協議は行われましたか？（質問 1 で「はい」と答えた方のみ回答）

【回答】

○はい：0%

○いいえ：100%

【質問 3】：「協議内容についてお教え下さい。」

【回答】

- ・行政からの通達的な話であり、協議と言えるか疑問。有床診に特化した協議はまだ無い。
- ・具体的にはないが休床中の診療所のデータ紹介があった。
- ・有床診療科病床は地域医療構想の病床削減対象からは除外すべきと提案するも今後検討していくとのことで協議は深まらず。
- ・病院病床を元に考えられた 4 つの病床機能で有床診の病床機能を正当に評価することは困難である為、有床診療所固有の 5 つの病床機能で評価頂く様要望したところ、特に反対意見は出ず（次の協議の場では有床診の病床機能を病院向きの 4 つの病床機能と有床診療所固有の 5 つの病床機能の両方で説明があった）

【質問 4】：「地域医療構想調整会議」において、有床診療所が地域医療構想で担うべき役割は、有床診療固有の 5 つの病床機能（「病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡し機能」「専門医療を担って病院の役割を補完する機能」「緊急時に対応する機能」「在宅医療の拠点としての機能」「終末期医療を担う機能」）に沿って評価がなされていますか？それとも有床診療固有の 5 つの病床機能は配慮されず病院向きの 4 つの病床機能（「高度急性期機能」「急性期機能」「回復期機能」「慢性期機能」）に沿って評価がなされていますか？

【回答】

○どちらともいえない：90%

○有床診療所固有の5つの病床機能に沿って評価がなされている：5%

○有床診療所固有の5つの病床機能には配慮されず評価がなされている：5%

【質問5】：「地域医療構想調整会議」について、ご意見があればご記入下さい。

・他の都道府県では一般に病床比率が公立：民間=3：7と民間病床比率が高いにもかかわらず、和歌山県では病床比率が公立：民間=7：3と逆転している。その為、公的な方針で民間の有床診が病床を削減させられることは理解出来ず、民間の有床診が病床削減に従う義務は無いと考える。病床削減を実施するなら和歌山県の公立：民間の病床比率逆転を地域同様に修正すべきであり、公的病床の削減で対処すべきである。

・そもそも病院はおろか介護施設より安価な有床診療所病床は、持続可能な地域医療構想を実現する上で、減らす根拠が無い。医療経済的には安価な有床診療所病床をむしろ増やすべきである。

・200床を160床に減らすのと19床を15床に減らすのでは意味が異なる。元来19床しかない有床診が病床削減すると患者一人当たりの経費が掛かりすぎ経営は成り立たない。

・有床診療所の休眠ベッドは撤収されるが稼働ベッドはセーフとなるのではないか？

・出産を扱う産科有床診療所は状況が異なる為、別枠での協議が必要では？

・同じ医師会員なのに県医師会、郡市医師会と有床診療所の関係が進まないのは何故でしょうか？

・県医療行政の「アリバイ」作りとしか思えない。

Ⅱ. 県医師会関係（県医師会傘下への有床診療所部会設置要望書提出後の進捗状況）

○平成28年6月2日

和歌山県医師会 上林雄史郎担当理事より「和歌山県有床診療所協議会役員と本会担当役員との懇親会開催について」がFAX送付される。同会への出席依頼の内容。

○平成28年6月23日

「和歌山県医師会有床診療所担当役員と和歌山県有床診療所協議会役員との懇談会」

午後3時～4時15分が和歌山県民文化会館5階503号室で開催される。

出席者 和歌山県有床診療所協議会：辻 寛 副会長、児玉敏宏 副会長、辻 興

和歌山県医師会：上林雄史郎 理事、平石英三 理事

県医師会は「京都府医師会は無視しており、その理由は京都府医師会理事に病院関係者が多い為」との認識を示し、和歌山県医師会においても決議機関である理事会や代議員会に病院関係者が多いことを理由として、有床診療所部会設立要望を出すと、病院関係の代議員に却下され、否決される可能性があり、県医師会理事会の立場がなくなる為、議案は県医師会理事会からでなく、協議会で代議員を集めて提出してほしい旨の提案があった。

○平成28年6月24日

児玉 敏宏 副会長より、「和歌山県医師会病院部会の中に有床診療所分科会を設置頂き、病院部会を通して行政に要望を提出する方法もある」と助言頂く。児玉先生より病院協会経由で相談頂くこともできるとのこと。病院協会による検閲がなされないか危惧するが、スタンスとしては病院との助け合い、共存を模索すべきで、児玉 敏宏 副会長にアプローチを依頼する。

○平成28年7月23日

平成28年度第1回役員懇親会において

「県医師会への有床診療所部会設立要望に關しての今後の対応」を協議

6月23日に開催された和歌山県医師会理事と当協議会役員の懇談会で県医師会は「京都府医師会は無視しており、その理由は京都府医師会理事に病院関係者が多い為」との認識を示し、和歌山県医師会においても決議機関である理事会や代議員会に病院関係者が多いことを理由として、有床診療所部会設立要望を出すと、病院関係の代議員に却下され、否決される可能性があり、県医師会理事会の立場がなくなる為、議案は県医師会理事会からでなく、協議会で代議員を集めて提出してほしい旨の提案があったが、この提案には問題があり当協議会として受け入れ難い。大病院が多い京都と比べ和歌山県は有

床診療所が担う割合が多く、和歌山県医師会が京都と同じ行動を取ることは許されない。また、それ以前に公平性を保てていない京都府医師会を引き合いに出すのは大問題である。会員に対し平等であるべき和歌山県医師会が、その役員である病院関係者の利権を守る為に同じ病床である有床診療所を差別するのは医師を代表する医師会の決議機関としては致命的な構造欠陥があるといえる。その為、県医師会理事会が自ら公平性を保ち、会員である有床診療所の声に平等に耳を傾け、県医師会において病院との均等を保つ上での有床診療所部会設立の意義を代議員会で説明し、議案として提出する義務がある。病院部会と同等の有床診療所部会設立に対し、費用的、人的援助は求めておらず、無床診療所の会員に一切負担を賭けないこの議案が却下される場合、その理由は県医師会による病院関係役員の利権保護の為に他ならず、不平等な会員対応を改めない場合、県医師会に対し強く抗議する必要がある。特に、地域医療構想が策定され、今後病床削減が進む重要な時期において、県医師会が病院と有床診療所を差別するのは大問題で、県医師会の対応への早急な是正を求める必要がある。

⇒ ※ここまで「平成 28 年度第 22 回和歌山県有床診療所協議会総会・講演会・情報交換会」報告書を参照の事（報告済）

○平成 28 年 11 月 5 日

「平成 28 年度和有協総会報告書」及び「有床診療所の日」ポスターを全和有協会員、全和歌山県医師会（寺下会長、上林理事、平石理事）、和歌山県下各都市医師会長、県庁医務課医療戦略推進班（貴志班長様、狗巻主査様）、和歌山県下各保健所（地域医療構想調整会議議長様）計 64ヶ所に郵送。（和有協副会長 3 名、監事には 3 部送付）

○平成 28 年 11 月 28 日

和歌山県医師会平石英三理事より電話

まず和有協総会誌送付への感謝と、当協議会への連絡を行わず放置していることへの謝罪があり。続けて、県医師会公式ではなく平石理事個人の考えとして県医師会内理事会での現状をお教え下さる。「寺下会長が和有協総会誌を読んで激怒され（注：会誌の何処に激怒されたかは述べず）、有床診療所部会設立の話が理事会内で全く進展できず、県医師会理事会から部会設立の議案を代議員会に提出するのは困難な現状である。その為、紀南の代議員を集めて議案を提出してはどうか？」と提案がなされる。それに対し、「和有協としては、永年、県医師会が有床診療の活動を放置してきたことが問題であり、県医師会が病院部会と公平性を保つ意識をもつことが重要と考える。たとえ現県医師会会長が非協力的であっても、県医師会自身が議案を提出して、公平性を保つのが当然である。その考え方は変わらない」と返答する。また、「和有協総会誌を読んで会長が激怒したので協力できないというのは、子供のケンカの様な回答であり、正式な協力拒否理由とは言えず、県医師会長自身

が対話の場を避けている現状は問題である」と返答した。

また、「有床診療所主担当理事は上林理事であるが、副担当理事は平石理事で良いのか？」確認したところ、平石理事より「経理の関係で呼ばれているが、副担当とは指名されていない」との回答。「当初副担当理事として県医師会から連絡があった方（中谷 剛理事）は一度も姿を見せず、現在副担当ではないのでは？」と質問するも、「詳細はわからない」と平石理事の返事あり。「有耶無耶にせず明確にして頂きたい」と要望する。

⇒膠着状態の為、当面保留（スタンスは変えず）

Ⅲ, 全国有床診療所連絡協議会関係

○平成 28 年 4 月 22 日

全国有床診療所連絡協議会より「平成 28 年度熊本地震支援金」の振り込み依頼。和有協会員個々に全国有床診療所連絡協議会の口座に支援金を振り込む。

※和歌山県有床診療所協議会会員からの支援金は計 16 万円。近畿では滋賀県 18 万円に次いで 2 番目に多い。

○平成 28 年 5 月 9 日

全国有床診療所連絡協議会より和有協に下記のアンケート依頼あり実施す。

- 1) 地域医療構想策定への和歌山県有床診療所協議会の関与の有無について
- 2) スプリンクラー設置状況について

○平成 28 年 6 月 12 日

「平成 28 年度第 1 回全国有床診療所連絡協議会役員会」

場 所：東京国際フォーラム ガラス棟 4F「G402 号室」

出席者：辻 興

○平成 28 年 7 月 30 日

「平成 28 年度第 2 回全国有床診療所連絡協議会役員会」

場 所：ホテルセンチュリー静岡 5F「センチュリールーム」

出席者：辻 興

○平成 28 年 7 月 30 日・31 日

「第 29 回全国有床診療所連絡協議会・静岡大会」

主催 静岡県有床診療所協議会・静岡県医師会

会 場：ホテルセンチュリー静岡

出席者：辻 寛副会長御夫妻、児玉 敏宏副会長、辻 興

⇒ ※ここまで「平成 28 年度第 22 回和歌山県有床診療所協議会総会・講演会・情報交換会」報告書を参照の事（報告済）

○平成 28 年 12 月 4 日

「平成 28 年度第 3 回全国有床診療所連絡協議会役員会」

（於：TKP 品川カンファレンスセンター ANNEX「カンファレンスルーム 8」

出席者：辻 興

⇒ 【資料Ⅲ-①】

平成 28 年 12 月 16 日

○平成 28 年度第 2 次補正予算が成立したことに伴い、12/14 付で、全国有床診療所連絡協議会の鹿子生会長より各道県有床診療所協議会会長宛に、平成 28 年度有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業（医療施設等施設整備費補助金）の申請受付が始まる為、早急に申請準備に取り掛かる様、会員への周知をお願いする旨の FAX 連絡があり。会員全員に同 FAX を転送。

○平成 29 年 5 月 21 日

「平成 29 年度第 1 回全国有床診療所連絡協議会役員会」

（於：TKP 品川カンファレンスセンター ANNEX「カンファレンスルーム 8」

出席者：辻 興

⇒ 【資料Ⅲ-②】

○平成 29 年 7 月 1 日

「平成 29 年度第 2 回全国有床診療所連絡協議会役員会」

於：大分県・別府湾ロイヤルホテル 2 階「カトレア」

出席者 辻 興

⇒ 【資料Ⅲ-③】

○平成 29 年 7 月 1 日～2 日

「第 30 回全国有床診療所連絡協議会総会」

於：大分県・別府湾ロイヤルホテル

出席者 辻 寛副会長、児玉敏宏副会長、辻 興

⇒ 【資料Ⅲ-④】

【資料Ⅲ-①】 平成28年度第3回全国有床診療所連絡協議会役員会

日時 平成28年12月4日（日）10：00～11：45

場所 TKP 品川カンファレンスセンターANNEX「カンファレンスルーム8」

出席者 辻 興 他

◎鹿子生健一会長挨拶

議題

（報告事項）

1. 熊本地震について

○有床診療所の被災額は1施設で最大1億円を超えている。

○全有協から被災有床診への義援金は780万円。

○厚労省の震災復興補助金申請は有床も無床と同じく1340万円まで申請可能で50%支給と極めて少なかった。

（ちなみに病院は7000万円、デイケアが1億円まで申請できる。）

○衆議院議員の野田毅先生らの働き掛けにより、全医療機関が中小企業復興補助金の対象となり1施設最大10億円まで申請が可能となり、被災機器や建築物の復旧費用の75%（消費税除く）が支給される。

2. 「地域包括ケアシステムにおける有床診療所のあり方に関する調査研究事業」について

○平成28年度老人保健事業推進費補助金を活用して実施される。

3. 平成30年度医療・介護同時改定の動向について

○中医協において来年度より次期改定の検討が開始される。

○財務省の財政制度等審議会は、高齢化に伴う社会保障費の伸び6400億円を政府の財政健全化目標範囲の5000億円に抑えることを強く提言している（H28年11月17日）

○消費税引き上げの2年半先への再延期により、次期改定は財源的に厳しい改定になるのは間違いないと考えられる。

4. 厚労省の有床診療所視察について

○厚労省医政局と保健局より有床診療所の現場を視察したいとの要望を受け実施。

第1日目：9月8日（神奈川県）にて2施設（衣笠クリニック、ソフィア横浜クリニック）

第2日目：9月12日（千葉県）にて1施設（吉田外科内科医院）

5. 自民党有床診療所の活性化を目指す議員連盟総会について。

○平成28年10月27日に開催された

○中小企業は承継において8割減免を受けている。医療法人（持ち分あり）も同様の減免を受けられるようお願いする。努力するとの回答。

6. 平成28年度第1回有床診療所委員会について

○日医横倉会長より 12 月 1 日付で委員会に対し、下記事項につき諮問がなされた。

「次期医療計画及び介護保険事業（支援）計画に向けた有床診療所のあり方

～医療及び介護の一体的推進に向けて～

○諮問を受け、地域包括ケアシステムにおける有床診療所のあり方をまとめる必要がある。

7. スプリンクラー整備状況の調査について

○スプリンクラー設置に 17500 円/㎡の補助金があるが、補助金を使って設置すると 8 年間は有床診療所を運営しないと返還義務がある為、躊躇している有床診がある。

○地方との温度差はあるが、厚労省は有床診療所は大切との見解を示しており、将来的には良好な展望が開けているが、現在を持ちこたえるのが大変。不安を取り除く必要がある。

8. 平成 28 年度補正予算成立に伴う施設整備補助金申請について

○平成 28 年度有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の事業計画書の提出について解説。

（協議事項）

1. 福岡で発生した有床診療所の当直問題について

○宿直勤務職員数が 7 人に満たないことを理由に労働基準監督署の判断で宿直が適用されず、夜勤との判断にて差額請求がなされた。

○「原則として 1 人週 1 回の宿直」との弾力的な取り決めとなっており、「人数が 7 人に満たないから直ちに宿直を認めないとの判断は如何なものか。」との要望書を議員に提出し折衝中。

2. 次期（平成 30 年度）診療報酬改定について

○介護施設と同額の 1 日 1 万円の有床診療所入院基本料を目指すべき。

○地域包括ケアシステムが現在のキーワードであることを念頭におくべき。

消費税引き上げ延期により「低いから上げてほしい」だけでは今は困難。

3. 会員増強・組織強化について

4. 次回、次々回総会開催地について

○第 30 回：平成 29 年 7 月 1 日（土）・2 日（日）大分県別府市

○第 31 回：平成 30 年 7 月 28 日（土）・29 日（日）山口県山口市

5. その他

【資料Ⅲ-②】平成 29 年度第 1 回全国有床診療所連絡協議会役員会

日時 平成 29 年 5 月 21 日（日）13：30～16：30

場所 TKP 品川カンファレンスセンター ANNEX「カンファレンスルーム 8」

出席者 辻 興 他

◎鹿子生健一会長挨拶

議題

（報告事項）

1. 平成 28 年度庶務事業報告
2. 平成 28 年度決算について
3. 社会保険診療報酬検討委員会について

「次期（平成 30 年度）診療報酬改定に対する要望事項」（10 項目、内重点項目 3 項目）提出。

○重点項目 1：

有床診療所入院基本料・点数引上げ（現行点数 861 点⇒要望点数 1000 点）

有床診療所療養病床入院基本料・点数引上げ（現行点数 994 点⇒要望点数 1100 点）

※地域包括ケアシステムの中で複数の機能を担う有床診療所は、医療法の中にも新たにその役割が明記されるなど。一定の評価を受けている。しかし、元来の入院基本料があまりにも低いため、現在も 25～50/月のペースで有床診療所の減少が続いており、歯止めがかかっていない。平成 27 年度有床診療所の現状調査（日医総研）では、患者 1 人 1 日当たり入院収入平均 26799 円に対して、入院費用は平均 28659 円で入院患者 1 人 1 日当たり収支は 1860 円の赤字。年々その赤字幅は大きくなってきており、多くの有床診療所では入院収支の赤字を外来収入で穴埋めしているのが現状。有床診療所が存続し、地域医療に有益な病床を維持する為には、少なくとも入院数詞の赤字解消が不可欠。早急かつ大幅な入院基本料の引上げを強く要望。（参考：赤字解消には 190 点の引上げが必要）

○重点項目 2：

有床診療所一般病床初期加算の名称変更と点数・日数の引上げ

（現行：有床診療所一般病床初期加算 100 点 7 日を限度⇒要望：救急・在宅等支援病床初期加算 150 点 14 日を限度）

※13 対 1 及び 15 体入院基本料を算定する病棟においては、14 日を限度として、救急・在宅等支援病床初期加算として、1 日につき 150 点が加算できる。有床診療所も年間 15 万人を超える急変入院患者を受入れ、また年間 130 万人を超える患者を訪問診療している。同じ地域医療を支える受け皿として、病院と同一の名称、扱いを望む。

○重点項目 3：

医師配置加算の点数引上げ（現行 1、88 点⇒150 点、2、60 点⇒100 点）

※複数の機能を担って地域包括ケアシステムの中で貢献するためには、有床診療所も複数医師体制が望ましい。しかし、現在の加算点数では複数医師を抱えている有床診療所の経営は厳しく、その体制維持のためには医師配置加算の大幅な引上げが必要である。

4. 平成 28 年度老人保健事業推進費等補助金・老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムにおける有床診療所のあり方に関する調査研究事業」報告書（三菱 UFJ）

※有床診療所 1785 施設、介護支援専門員 3000 人を対象にしたアンケート調査を実施・分析。

※「地域包括ケアシステムにおける有床診療所に対する期待等」より

問）患者や家族にとって、地域に有床診療所があることのメリット・効果とは？（介護支援専門員へのアンケート結果）

- ①「在宅療養中レスパイトとして、身近な医師のもとで入院できる」66.7%
- ②「在宅療養中の緊急時に、身近な医師のもとで入院できる」59.2%。
- ③「終末期から看取りまで地域で生活しながら医療が受けられる」56.9%
- ④「利用者の生活や健康状態をよく知る医師に気軽に相談や診療をしてもらえる」55.8%
- ⑤「病院からの早期退院時に、地域の身近なところで入院して療養できる」53.8%

5. 自民党有床診療所の活性化を目指す議員連盟総会について（葉梨最高顧問）

※「介護療養病床廃止が確定し、一部は新類型【医療介護院】として存続する中で、小病院から有床診療所に転向する施設が増えることが予想される。高齢社会に資する有床診療所として存続できる経営基盤の確立が重要」として平成 30 年の医療・介護同時改定に際し有床診療所入院基本料、医師配置加算、看護配置加算、看護補助者配置加算などの基本的診療料の増額他、7 項目の要望提出。

6. 有床診療所の（許可でなく）届出による病床設置について（鹿子生会長）

重要：下記の「留意事項」いずれかを担う診療所は、平成 30 年 4 月 1 日以降、許可でなく届出にて有床診療所を新設出来る可能性がある。

- 「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」の一部改正について

（平成 29 年 3 月 31 日付医政発 0331 第 58 号厚労省医政局長通知）

※概要

診療所の病床については、許可ではなく届出により病床設置が可能となる場合として、中略）平成 30 年 4 月 1 日（適用日）からは、「地域包括ケアシステムの構築の為に必要な診療所等として、都道府県医療審議会の意見を聴いて、都道府県知事が認める診療所に療養病床又は一般病床を設けようとする場合」とする。

※「都道府県知事が認める診療所」とは

- 「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 18 年 12 月 27 日付医政発第 1227017 号厚労省医政局長通知）

第二

2 診療所病床の設置に関する都道府県知事の許可

(1) 診療所に療養病床又は一般病床を設けようとするときは、(3)に掲げる場合を除き、都道府県知事の許可を受けるものとする。

(2) 略

(3) (1) の許可を受けることを要しない場合として、次に掲げる場合を定めるものであること。

ア 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。

イ 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。

第三 留意事項

1 第二2(3)ア及びイに掲げる都道府県知事が認める診療所について

(1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所とは、次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。

ア 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）

イ 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）

ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能

エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行なう機能（入院患者の1割以上）

オ 当該診療所において看取りを行なう機能

カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）

キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

(2) へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所とは、(1)以外の診療所であって、「へき地保健医療対策事業について」（平成13年5月16日付け医政発第529号厚労省医政局長通知）の別添「へき地医療対策等実施要綱」に示される設置基準に基づき設置するへき地診療所（入院機能の必要とする診療所に限る。）等の地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。

(3) (1) 及び (2) の診療所については、療養病床の場合であっても届出による設置または増床が可能であること。

(4)(1)又は(2)の診療所に該当するか否かについては、必要とされる医療に関する地域の実情を踏まえて検討する必要があることから、届出の前に事前計画書等の提出を求める等の方法で確認するとともに、都道府県医療審議会の議を経るものとする。

7. 職業安定法の一部改正について
8. 宮城県で発生した有床診療所の当直問題について
9. 厚労省の有床診療所視察について
10. その他

(協議事項)

1. 平成 29 年度事業計画（案）について

全国の有床診療所を活性化し、少子高齢社会における地域の医療を守るべく、在宅医療や地域包括ケア体制の実現に努力し、国民の健康と生命を守る地域医療の中核となるべく活動する。医師の専門団体である日本医師会・都道府県医師会と連携して組織の強化を図る。その為に以下の事業を行う。

- ①、地域住民のニーズに応えるべく、医学・医療の研鑽に努めると同時に、「かかりつけ医」として総合的な初期医療を実践し、医療の質の向上と内容の充実を図る。
- ②、地域包括ケアシステムの中で有床診療所の持てる力を十分に発揮させ、国民の医療環境向上に資すべく努力する。
- ③、有床診療所における災害の発生防止と対応に十分な対策を講じる。
- ④、次世代を担う“若手医師の会”の活動を活発化し、支援する。
- ⑤、地域住民への理解を深めるため、「有床診療所の日」記念行事を継続し、積極的な広報活動を行なう。
- ⑥、有床診療所の減少に歯止めをかけるべく、経営安定化の為の環境を整える。

2. 平成 29 年度予算（案）について（松本庶務会計担当理事）

3. 日本医師会会長への「要望書（案）」について（鹿子生会長）

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められています。地域に密着し、かかりつけ医機能と病床機能を持ち合わせた有床診療所は、地域包括ケアシステムにおいても重要な役割を担うことが期待されていますが、その施設数は減少の一途を辿っています。昭和 50 年に約 3 万あった有床診療は、平成 12 年に約 1 万 8 千、平成 28 年現在で約 7 千 5 百となりました。

現在でも年間約 3 百施設のペースで減少しており、平成 26 年 4 月の診療報酬改定で入院基本料の改善が行われたにも関わらず、施設数の減少には歯止めがかかっておりません。この要因としては患者の大病院指向もさることながら、看護職員の雇用が困難、医師の勤務負担と高齢化、看護職員の人件費負担等の問題が大きく、これらはいずれも入院基

本料の低さが起因していると思われます。

今後の地域医療・在宅医療を支える地域包括ケアシステムを構築するためにも、有床診療所の経営の安定化・新規参入の推進が望まれます。

当協議会は、全力で日本医師会を支え、地域の医療構想の推進に尽力する所存であります。日本医師会におかれましても、有床診療所への更なる支援をお願いしたく以下の事項を要望致します。

- 要望事項 1. 有床診療所の機能強化のための診療報酬引き上げ
 2. 施設継承時の相続問題の解消

4. 「有床診療所の日」記念講演について

日時：11月19日（日）11：00～役員会

場所：日本医師会館大講堂

共催：日本医師会・全国有床診療所連絡協議会

※各県の有床診療所協議会が「有床診療所の日」記念イベント開催する場合、最大10万円の補助を全国有床診療所連絡協議会が行うこととなった。

5. 総会について

第30回 平成29年7月1日（土）・2日（日） 大分県別府市

第31回 平成30年7月28日（土）・29日（日） 山口県山口市

6. その他

休憩を挟んでフリートークの時間が設けられた為

和歌山県有床診療所協議会より議題提出した。

中央における全国有床診療所連絡協議会と日本医師会の親密な連携体制と比較し、近畿では府県医師会の積極的支援が得られず、ほぼ有床診療所は放置された状況にあると説明。和歌山県でも恒常的な県医師会との協議ルートが確保頂けない為、未だ行政への県医師会を通じた陳情ルートが確立されずにいる。2025年の地域医療構想実現までは「協議の場」にて有床診療所が直接行政に意見を述べる機会が確保されるが、それ以降は行政への陳情ルートが閉ざされる懸念がある為、県医師会傘下に病院部会が設置されている様に、有床診療所部会も設置頂く様要望書を提出したが、現在県医師会から一方的に協議が中断されている状況にある。有床診療所の意見に積極的に耳を傾けて頂けない現状では、県医師会を通さず直接行政へ県下有床診療所の要望を提出するためのルートを模索するしかなく、和歌山県有床診療所協議会自身の発言権強化の為、法人化を検討中であることを報告した。

⇒全国有床診療所協議会から日本医師会に対し、各都道府県医師会の有床診療所担当者会議の開催を働きかけ、都道府県医師会の有床診療所への対応状況の把握を行なう旨の回答を得た。

⇒同じ近畿の兵庫県と滋賀県の有床診療所協議会会長からも県医師会との関係は似た状況にあると報告あり。有床診療所協議会が設立されていない大阪府、京都府、奈良県の

有床診療所の状況が懸念された。近畿 3 県の有床診療所協議会合同で今後会合を持ち、対策を検討していく方向で意見が一致した。

【資料Ⅲ-③】平成 29 年度第 2 回全国有床診療所連絡協議会役員会

日時 平成 29 年 7 月 1 日（日）13：00～13：50

場所 別府湾ロイヤルホテル 2F「カトレア」

出席者 辻 興 他

◎鹿子生健一会长挨拶

議題

（報告事項）

I：自民党「有床診療所の活性化を目指す
議員連盟 総会（平成 29 年 6 月 9 日）」
（葉梨最高顧問）

【議事 1】：自民党「有床診療所の活性化
を目指す議員連盟」への「要望書」

有床診療所は、宿泊機能（入院）
と通院機能（外来）を有し、きめ細

かい医療と介護の提供が可能。今後の高齢社会を見据え、現在進められている地域
包括ケアシステムの中で有床診療所が持つ機能を十分に発揮し、身近で医療が行え
る後方病床として大きな役割を果たすためには、まず経営基盤の安定化が必須。さ
らに医療と介護が連携した切れ目のないサービスが提供出来るよう、次期医療・介
護同時改定に際して以下を厚生労働省へ要望するとともに、この実現に向けての御
支援をお願いする。

《診療報酬改定に対する要望》

1、有床診療所入院基本料および有床診療所療養病床入院基本料の引上げ

地域包括ケアシステムの中で複数の機能を担う有床診療所は、医療法の中にも新た
にその役割が明記されるなど、一定の評価を受けている。しかし、元来の入院基本
料があまりにも低い為、現在も 25～50/月のペースで有床診療所の減少が続いており、
歯止めがかかっていない。平成 27 年度有床診療所の現状調査（日医総研）では、患
者 1 人 1 日当たり入院収入平均 36799 円に対して、入院費用は平均 28659 円で、入
院患者 1 人 1 日当たり収支は 1860 円の赤字であった。多くの有床診療所では入院収
支の赤字を外来収入で穴埋めしているのが現状であるが、近年の外来患者の減少傾
向の中で、穴埋めも困難になりつつある。有床診療所が存続し、地域医療に有益な
病床を維持するためには、少なくとも入院収支の赤字解消が不可欠であり、早急か
つ大幅な入院基本料の引上げが不可欠である（赤字解消の為には最低 190 点の引上
げ）。

2、「有床診療所一般病床初期加算」の名称変更と点数・日数の引上げ

13 対 1 及び 15 対 1 入院基本料を算定する病院の病棟においては、14 日を限度とし



て、救急・在宅等支援病床初期加算として、1 日につき 150 点の加算が算定できる。有床診療所も年間 15 万人を超える急変入院患者を受入れ、また年間 130 万人を超える患者の訪問診療を実施している、同じ地域医療を支える受け皿として、病院と同様の評価と名称を望む（現在、有床診療所一般病床初期加算は 1 日 100 点、7 日を限度としている）。

3、 医師配置加算の点数の引上げ

複数の機能を担って地域包括ケアシステムの中で貢献するためには、有床診療所も複数医師体制が望ましい。しかし、現在の加算点数では、複数医師を抱えている有床診療所の経営は厳しく、その体制維持のためには医師配置加算の大幅な引上げが必要である（50～70 点の引上げ）。

4、 看護配置加算の点数の引上げ

介護報酬は臨時改正で、人材確保のための介護職員処遇改善（月平均 1 万円相当の改善）が閣議決定されている。地域包括ケアシステムの中核となる有床診療所において、看護職等の人材確保が極めて困難な状況にあり、看護配置加算も手厚い評価を望む（20 点の引上げ）。

《介護保険に関する要望》

- 1、 有床診療所の短期入所療養介護（ショートステイ）の普及を図るため、新規参入に向けた申請手続きの簡素化、“みなし指定”を要望する。
- 2、 有床診療所の短期入所療養介護は介護老人保健施設よりも医療処置が担保されているにもかかわらず、現在は老健よりも低い評価が行われている。今後、ニーズが高まる短期入所療養介護の介護報酬について、老健並み引上げを要望する。
- 3、 有床診療所の短期入所療養介護の施設基準の緩和一廊下幅、食堂、機能訓練室は必須要件とされているが、これらの要件を備えていない有床診療所について、“減算”による運営が可能となる制度を要望する。
- 4、 有床診療所では医療に関する立ち入り検査が定期的に行われており、大きな指摘事項を認めない施設においては、介護保険による立ち入り検査は簡略化されることを要望する。

【議事 2】：厚生労働省より説明

① 有床診療所に係る診療報酬の検討状況（木村常任理事）

平成 27 年度医療経済実態調査（概要）医療機関の損益率（一般診療所）

●医療収益金額伸び率（平成 25 年度～平成 26 年度）

有床：0.9% ↓ ・ 無床：0.1% ↓

●介護収益金額伸び率（平成 25 年度～平成 26 年度）

有床：9.0% ↓ ・ 無床：2.5% ↑

●医療・介護費用金額伸び率（平成 25 年度～平成 26 年度）

有床：0.2% ↑ ・ 無床：0.6% ↑

② 職業紹介手数料に関する制度の概要（玉城専務理事）

例）紹介料 150 万円で看護師紹介し、半年で辞めて、また別に紹介⇒現状ではペナルティ無

《現状の法制度》

○有料職業紹介事業者が求人者から徴収する手数料については、原則として以下のいずれかにより徴収しなければならない。

1) 厚生労働省令で定める額（紹介した求職者の 6 月分の賃金の 10.8%等）の範囲内で手数料を徴収すること

2) あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表に基づき手数料を徴収すること

○有料職業紹介事業者の紹介により紹介された求職者が早期に離職した場合について、現行の職業安定法上、手数料の返戻等の義務は無い。

※紹介した求職者が早期に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度（いわゆる「返戻金制度」）を有料職業紹介事業者が自主的に設けている場合がある。

○職業紹介手数料に関する制度については、職種にかかわらず同様。

《今後の対応（平成 30 年 1 月 1 日施行予定）》

○職業安定法の改正（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 31 日成立）による改正）や、同法に基づく指針の快泳により、返戻金制度導入の勧奨等を含む対応を行なう予定。

○これらの規定に関する違反があった場合には、厚生労働省において、必要に応じて行政指導などの所要の対応を行なうこととしている。

③ 有床診療所スプリンクラー施設整備事業（鹿子生会長）

●現状では有床診がスプリンクラー設置の助成を要望すると 100%採択されている。

●有床診からの応募が減ってきている（有床診の 2 割にしかまだ設置されていない）。

●助成金をもらうと 8 年間病床保たないと全額返金しなくてはならないと躊躇されている方が多いが、実際は微々たる返金で済むとのこと、是非この機会に設置すべき。

II：日医社会保険診療報酬検討委員会について（正木常任理事）

次期（平成 30 年度）診療報酬改定に対する要望事項（有床診に関する事項）の説明。

III：介護保険委員会について（原広報担当理事）

平成 26・27 年度答申：生活者を中心においた地域医師会と地域行政による他機関・多職種連携「プラットフォーム」の構築

（協議事項）

I：次々回（平成 31 年度）全国総会開催地について（鹿子生会長）：群馬県にて開催

II：その他

和歌山県有床診療所協議会より全有協執行部に報告

和有協全会員に「地域医療構想調整会議（協議の場）」における有床診療所の現状アンケート

ート」を実施。

「有床診療所は有床診固有の 5 つの病床機能に沿って評価がなされているか？」との質問に 90%の会員（協議の場参加者）が「どちらともいえない」、5 %の会員が「有床診固有の 5 つの病床機能には配慮されず評価がなされている」との回答あり。厚生労働省では有床診の病床機能が病院の 4 つの機能では評価できないことが周知されていて、有床診固有の 5 つの病床機能が有床診の病床機能報告として掲げられたにも関わらず、地方行政機関では必ずしも周知されていない為、下手をすると国の指示する病院を元にした 4 つの病床機能のカウントとして有床診も肅正される可能性が危惧されるので、有床診 5 つの病床機能で評価頂く様地方行政に周知させるよう働きかけが必要ではと、報告を行った。



第30回

全国有床診療所 連絡協議会総会 大分大会

メインテーマ

今なぜ有床診療所が必要か？

～地域に根ざす有床診療所の役割～

期日 平成29年
7月1日(土)・2日(日)

会場 別府湾ロイヤルホテル

担当 大分県有床診療所協議会・大分県医師会

報告者
医療法人 同仁会
辻整形外科
理事長 辻 寛



第30回 全国有床診療所連絡協議会総会 大分大会

メインテーマ 今なぜ有床診療所が必要か？ ～地域に根ざす有床診療所の役割～

第30回 全国有床診療所 連絡協議会総会 大分大会

講演 I

「地域包括ケアの現状と
H30年度介護報酬改定」
講師 厚生労働省高齢老人保健課課長 鈴木健彦

座長 大分県医師会副会長

河野幸治

講演 II

「地域包括ケアと主治医に期待される役割
ー医療・介護連携／多職種協働を中心にー」
講師 埼玉医科大学大学院保健医療福祉学研究所 特任 研究開発センター 教授 川越雅弘

座長

大分県有床診療所協議会会長

吉賀

攝

講師

埼玉医科大学大学院保健医療福祉学研究所

特任 研究開発センター

教授

川越雅弘

日本医師会会長
横倉義武

山口県医師会会長
河村康明

日本医師会副会長
中川 俊男

大分県医師会会長
近藤 稔

鹿子生 健一

玉城 嘉和

鹿子生 健一

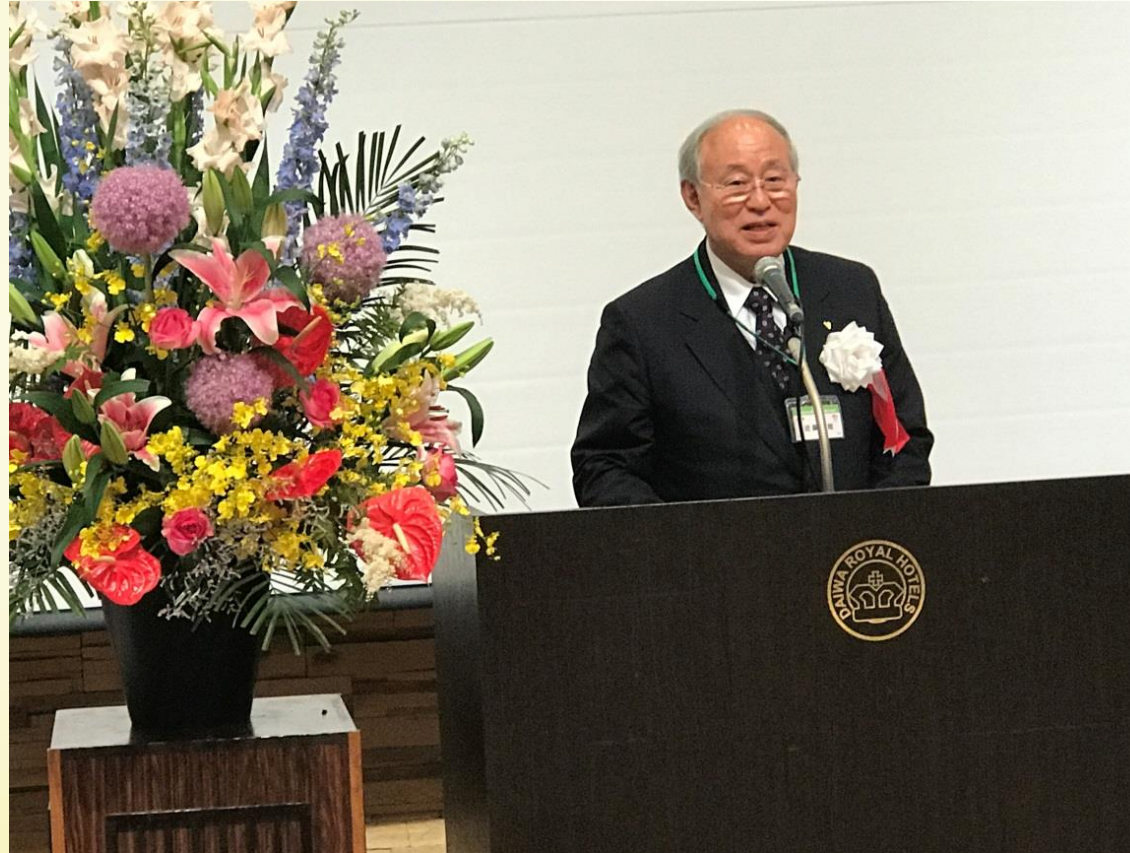


全国有診会長 鹿子生 健一



日本医師会	副会長	中川	俊男
山口県医師会	会長	河村	康明
大分県医師会	会長	近藤	稔

開会挨拶



第30回全国有床診療所連絡協議会総会・会長
大分県医師会・会長 近藤 稔

挨拶



全国有床診療所連絡協議会・会長 鹿子生 健一

祝辞



(代理) 日本医師会 副会長 中川 俊男

次期開催県会長挨拶



山口県医師会・会長 河村 康明

閉会の挨拶



大分県有床診療所協議会・副会長 馬場 欽也

講演 I

「地域包括ケアの現状と

H30年度介護報酬改定」



講師

厚生労働省老健局老人保健課

課長 鈴木 健彦

地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの構築

- 団塊の世代が**75歳**以上となる**2025年**を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援**が一体的に提供される**地域包括ケアシステム**の構築を実現します。
- 今後認知症高齢者の増加が見込まれる事から地域での生活を支えるシステムが必要です。



- **有床診療所**こそは地域に密着し、かかりつけ医機能と病床機能を持ち合わせている為、地域包括ケアシステムでは**中心的な役割**を担う

H30年度 同時改正で重要になることは

- I 地域包括ケアシステムの進化・推進
- II 介護保険制度の持続可能性の確保

1 保険者機能の強化等による自立支援・ 重度化に向けた取組の推進

全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に

取り組む

2 新たな介護保険施設の創設

名称 介護医療院

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

名称 共生型サービス

2 介護医療院→2018年2月診療報酬決定

介護療養型医療施設の廃止に伴い新しい介護保険施設が誕生
医療と介護の一体的な提供が前提となる

生活の場としての機能を備えている

日常的に長期療養の為に医療ケアが必要な重介護者を受け入れる

ターミナルケア、看取りも対応

3 共生型サービス

障害児者総合支援法に基づくサービスを受けてきた人が高齢者となり介護保険のサービスを利用する時、事業所を変えなければいけない、それを防ぐため一体的にサービスを提供できる共生型サービスを位置づけた

現行

サービスを提供する場合、
それぞれ指定基準を満たす必要がある

障害児者

高齢者



改正後

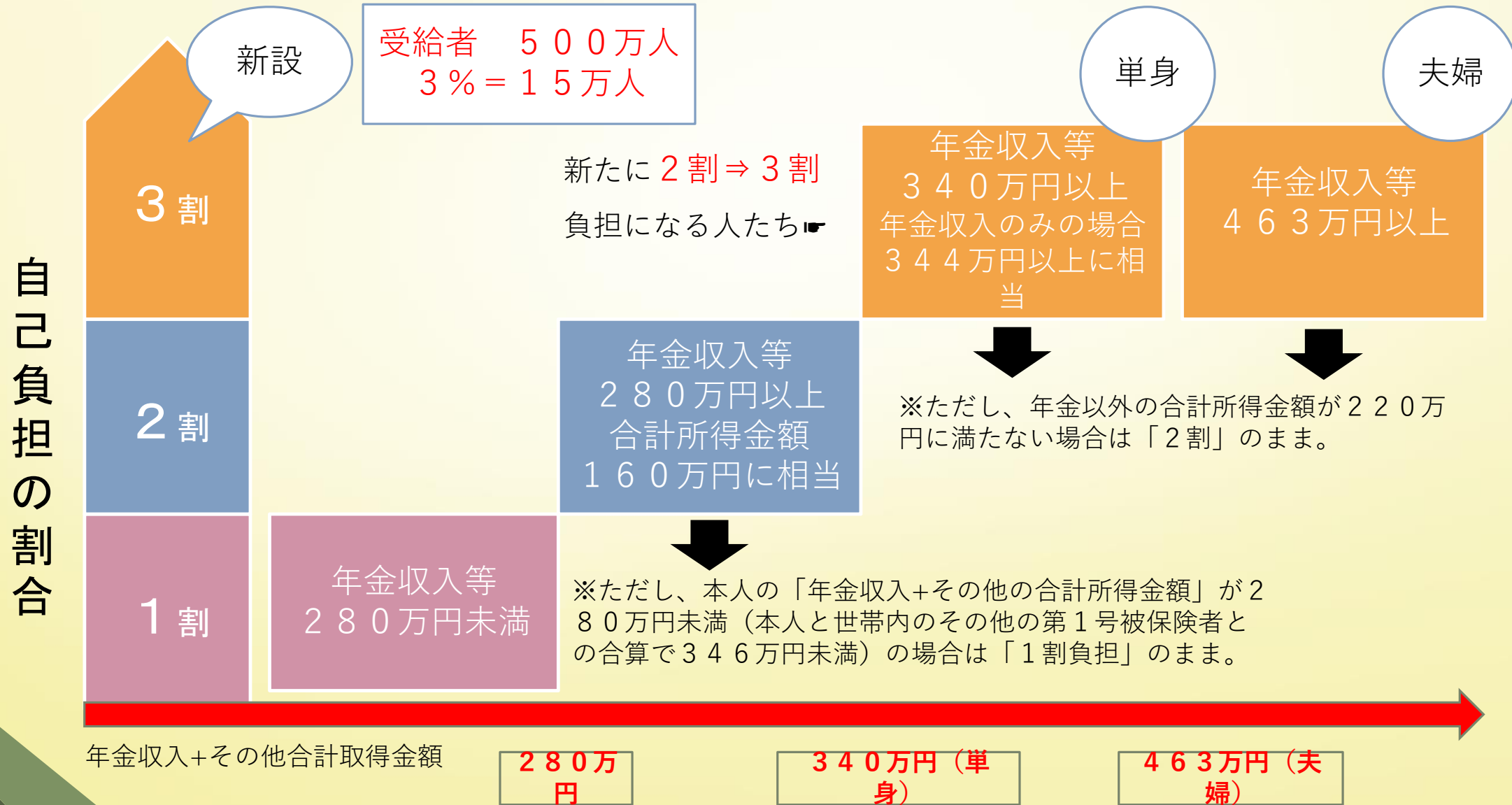


障害児者

高齢者



4. 現役世代並みの所得のある者の 利用者負担割合の見直し



講演Ⅱ

「地域包括ケアと主治医に期待される役割
医療・介護連携/多職種協働を中心に」



講師

埼玉県立大学

大学院保健医療福祉学研究所

研究開発センター 川越 正広

1、介護保険をとりまく状況

※ 65歳以上の高齢者数

2025年 3600万人

2042年 3900万人（予測）

※ 要介護認定者 620万人（H28.4月現在）

人口ピラミッドの変化

1990 胴上げ型



1/5人

2010 騎馬戦型



1/3人

2025 かご担ぎ型



1/2人

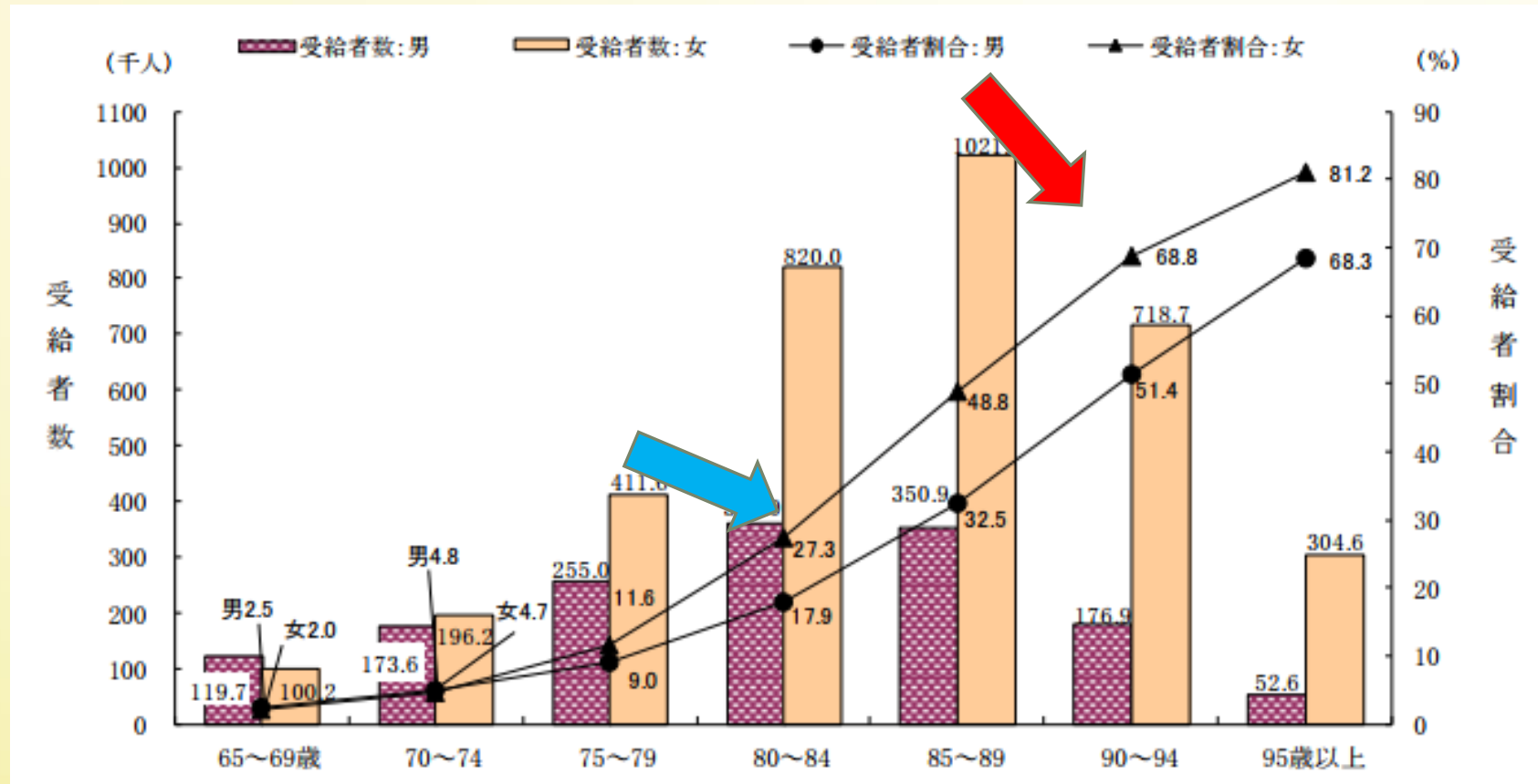
2060 おんぶ型



1/1人

65歳（高齢者） / 20～64歳（生産年齢人口）

要介護度別認定者の推移



75歳を過ぎると男女ともに、受給者数が増える

男性は 84歳をピークに徐々に減少

女性は 90歳をピークに減少

人口構造の変化

- 2035年 団塊世代85歳の人口が急増
独居高齢者
認知症高齢者が増加
介護サービス受給者も急増

85歳以上の高齢者は半数が介護サービスを利用

医療リスクも高い



予想
介護費用 1.2兆円
介護保険料 10,000円

包括的なサービス、医療マネジメント
医師が必要になる

介護費用と保険料の推移

65歳以上が支払う保険料【全国平均】

第1期(H12～14年度)
(2000～2002)

給付 5兆円
保険料 2900円

第2期(H15～17年度)
(2003～2005)

給付 6兆円
保険料 3300円

第3期(H18～20年度)
(2006～2008)

給付 6.9兆円
保険料 4000円

第4期(H21～23年度)
(2009～2011)

給付 8兆円
保険料 4100円

第5期(H24～26年度)
(2012～2014)

給付 9.6兆円
保険料 4900円

第6期(H27～29年度)
(2015～2017)

給付 11兆円
保険料 5500円

第7期
2020年

保険料 6200円

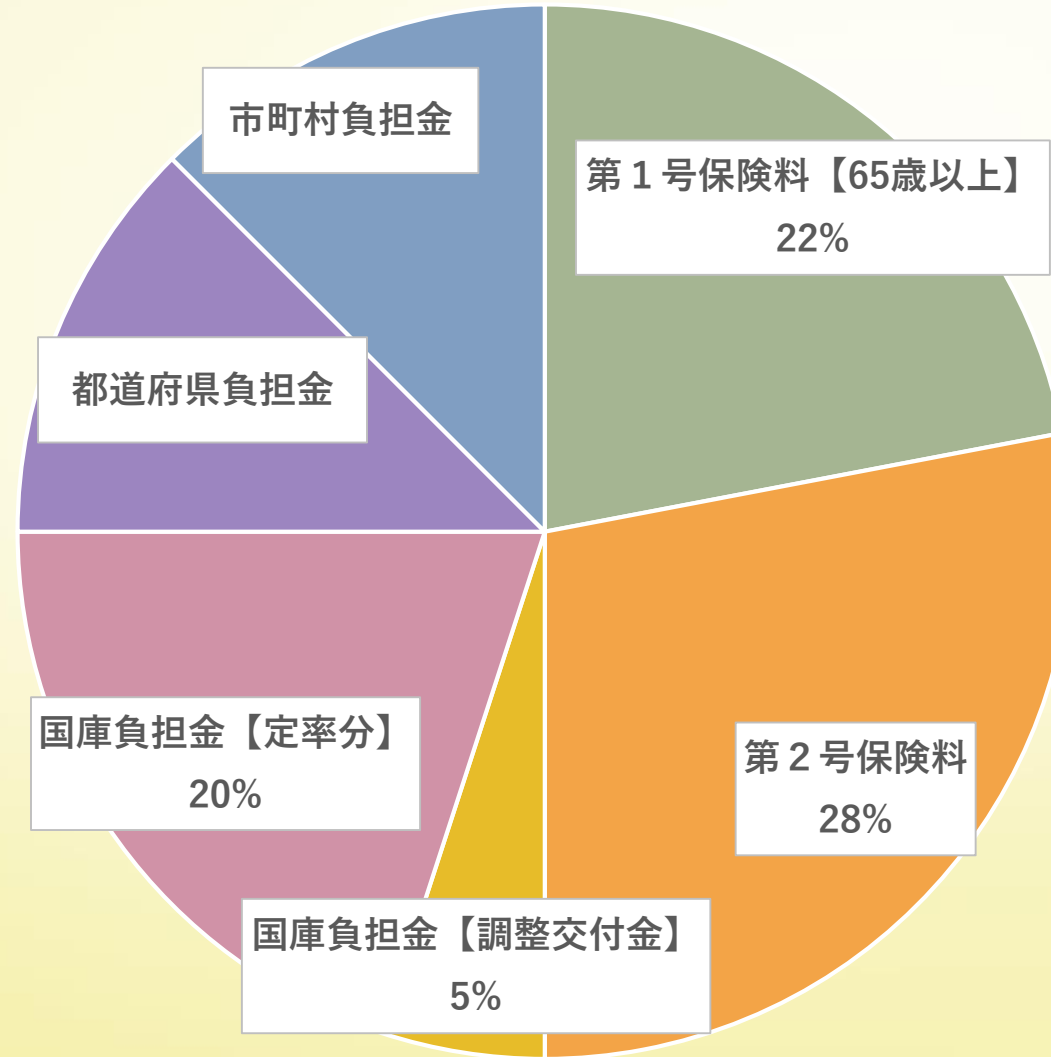
第8期
2025年

保険料 8100円

H29年度 財源

介護給付費 : 9.9兆円
総費用 : 10.8兆円

公 費 50%



保険料 50%

地域包括ケアシステム 在宅医療・多職種協働の推進

1、通院支援の施設強化

施設 → 地域

医療 → 介護

2、医療ニーズの高い方への対応

円滑な地域への移行

訪問看護の柔軟な提供を促進する



看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

- 医療ニーズの高い利用者の状況に応じ地域における多様な療養支援を行う



登録利用者へのサービス

- ・ ガン末期の看取り期、病状不安定期の在宅生活の支援
- ・ 家族へのレスパイトケア
- ・ 退院直後の在宅療養生活への移行支援



主治医と連携のもと

医療行為を含めた多様なサービスを24時間365日利用

利用者の特徴

- がん末期
- 老衰などで、自宅等で最後まで暮らしたい人
- 自宅への退院に自信がない人
- 人工呼吸器などの医療器具類を使用している人
- 病気が悪化しても病院ではなく自宅等地域で治療を受けたい人
- 介護している家族が病気などで介護不安定な人
- 認知症の人・その他要介護 1 ～ 5 の人

「通い」「泊まり」「訪問看護」「訪問介護」が利用できます
事業所に配置されたケアマネジャーがサービスを調整します
利用者家族の状態に合わせて柔軟にサービスを組み合わせて提供できます

通いサービス
午前9時-午後5時



少人数で家庭的な温かい雰囲気大切に
し、利用者の体調や予定に合わせたサ
ービスを提供します

訪問看護サービス
随時 365日



医療的ケアが必要な方は医師の指示書
をもとに、訪問看護が受けられます。また
医療保険による訪問看護を受けている方
にも対応します

泊まりサービス
午後5時-午前9時



通いと同じ場所で同じスタッフが対応し
ます。利用者や家族の状況に応じて柔軟
に利用できます

訪問介護サービス
随時 365日



顔なじみのスタッフがご自宅に訪問し身
体介護・家事援助を提供します

「地域包括ケアシステムにおける有床診療所の役割」

患者の住み慣れた地域で必要な医療の確保



外来の延長線上として在宅支援や入院対応ができる
24時間機能を有している
看多機と同様、看取りや退院後の機能を有する

特に在宅医療を確保する為の
地域包括ケアシステムにおける有床診療所の立場が重要になる

残念ながら

医師の在宅医療への関心の低さがある

有床診療所の推移

S 5 0 年 約 3 0 , 0 0 0 施設

H 1 2 年 1 8 , 0 0 0 施設

H 2 8 年 7 , 5 0 0 施設

現在でも年に300施設が減少している

H 2 6 年 4 月診療報酬改定で入院基本料金の改善が行われたにも関わらず

原因として

患者の大病院志向

看護職員の雇用が困難（人件費等）

医師の高齢化 → 継承問題

今後、地域住民の期待に応じて
若いドクターが継承していく
魅力的な施設を目指してほしい

これからは
医療・介護は両輪であり一輪車よりも、
転ばない二輪車を



ご静聴ありがとうございました

【資料Ⅲ-④】第30回全国有床診療所連絡協議会総会・大分大会

日時 平成29年7月1日（土）、2日（日）

場所 別府湾ロイヤルホテル

出席者 辻 寛副会長、児玉敏宏副会長、辻 興（総参加者数：299名）

<概要>

主催：大分県有床診療所協議会・大分県医師会

【第1日目】

総会（於：2階 シルクホール）

挨拶：第30回総会会長・大分県医師会会長 近藤 稔

挨拶：全国有床診療所連絡協議会会長 鹿子生健一

祝辞：日本医師会会長 横倉義武（代読 日本医師会副会長 中川俊男）

議事：（1）議事録署名人氏名

（2）報告 ①平成28年度庶務事業報告

②その他

（3）協議 ①平成28年度収支決算に関し承認を求める件

②平成29年度事業計画（案）に関し承認を求める件

③平成29年度収支決算（案）に関し承認を求める件

④その他

次期開催県会長挨拶 山口県医師会会長 河村 康明

講演Ⅰ：「地域包括ケアの現状とH30年度介護報酬改定」

講師：厚生労働省老健局老人保健課 課長 鈴木 健彦

講演Ⅱ：「地域包括ケアと主治医に期待される役割—医療・介護連携/多職種協働を中心に—」

講師：埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科教授 川越 雅弘

懇親会（2階 ロイヤルホール）

【第2日目】（於：2階 ロイヤルホール）

特別講演：「超高齢・人口減少社会における日本医師会の役割」

講師：日本医師会会長 横倉 義武

シンポジウム

座長：大分県有床診療所協議会会長 吉賀 攝



テーマ：「今なぜ有床診療所が必要か？～地域に根ざす有床診療所の役割～」

シンポジスト

①「地域における有床診療所の役割～在宅療養支援診療所の立場から～」

ハートクリニック院長 小野 隆宏

②「有床診療所を廃止した経緯と、その後の地域医療との関わり合い」

友岡医院院長 友岡 和久

③「地域包括ケアシステムにおける有床診療所の役割—大分県湯布市の取り組み—」

ごとう医院院長 後藤 正幸

ディスカッション

アドバイザー 日本医師会常任理事 今村 定臣

総括：全国有床診療所連絡協議会会長 鹿子生 健一

日本医師会常任理事 鈴木 邦彦

* * * * *

※役員会・懇親会において日本医師会、全国有床診療所連絡協議会に対しロビー活動実施

●47 都道府県の内、有床診療所協議会が設立されていないのは6 都府県のみ（山形、東京、愛知、京都、大阪、奈良）で、半分が近畿に集中。協議会設立済の近畿 3 県（兵庫県、滋賀県、和歌山県）においても県医師会の有床診療所への支援はほぼ得られていない現状を確認。11 月目標に協議会未設立府県の有床診療所にも声をかけて大阪で近畿合同ブロック会議を開催予定となる。

●全国有床診療所連絡協議会会長 鹿子生健一会長と和有協幹部で面談

各地域によって県医師会の有床診療所への支援体制にばらつきがある為、日本医師会を通じて「都道府県医師会有床診療所担当者会議」の開催を働き掛け下さるとの事。

●日医総研研究部専門部長の江口成美先生と面談

「都道府県医師会有床診療所担当者会議」の開催を要請する。

和歌山県有床診療所協議会から要望提出した「有床診療所における看取り加算」の「入院後 30 日以内」という制約撤廃要望に対して、60 日に期間延長する等、現在前向きに協議がなされており、和歌山県有床診療所協議会に情報提供などの協力要請あり。

●「47 都道府県医師会からの第 30 回全国有床診療所連絡協議会総会への派遣者数」

（総会誌公表）

北海道ブロック：計 5 名

北海道医師会：5 人

東北ブロック：計 11 名

青森県医師会：6 名

岩手県医師会：0 名

宮城県医師会：0 名

秋田県医師会：1 名

福島県医師会：4名
山形県医師会：0名（協議会未設立）
関東ブロック：計27名
茨城県医師会：5名
栃木県医師会：3名
群馬県医師会：1名
埼玉県医師会：5名
千葉県医師会：2名
東京都医師会：3名（協議会未設立）
神奈川県医師会：8名
甲信越ブロック：計3名
山梨県医師会：3名
長野県医師会：0名
新潟県医師会：0名
北陸ブロック：計0名
富山県医師会：0名
石川県医師会：0名
福井県医師会：0名
東海ブロック：計8名
愛知県医師会：1名（協議会未設立）
岐阜県医師会：5名
三重県医師会：0名
静岡県医師会：2名
近畿ブロック：計1名
滋賀県医師会：0名
大阪府医師会：0名（協議会未設立）
京都府医師会：0名（協議会未設立）
兵庫県医師会：0名
奈良県医師会：1名（協議会未設立）総会のみ参加
和歌山県医師会：0名
中国ブロック：計15名
鳥取県医師会：0名
島根県医師会：4名：県医師会で有床診療対策費予算化されている（懇親会で確認）
岡山県医師会：2名：県医師会で有床診療対策費予算化されている（懇親会で確認）
広島県医師会：6名：県医師会で有床診療対策費予算化されている（懇親会で確認）
山口県医師会：9名

四国ブロック：計 12 名

徳島県医師会：8 名

香川県医師会：1 名

愛媛県医師会：1 名

高知県医師会：2 名

九州ブロック：計 35 名

福岡県医師会：9 名

佐賀県医師会：5 名

長崎県医師会：0 名

熊本県医師会：3 名

大分県医師会：17 名

宮城県医師会：1 名

鹿児島県医師会：0 名

沖縄県医師会：0 名

※近畿ブロックは奈良県医師会からの 1 名のみ登録（総会のみ）。

※近畿の府県医師会からは本会に全く派遣されていないことがわかる。

有床診療所病床は現在、法的に正式な病床としてカウントされ、地域医療構想実現にも関与しているが、府県医療政策に参画する近畿府県医師会は全国の有床診療所の現状を把握する唯一の機会である本総会に人員を派遣せず、有床診療所の現状把握を行っていない。この現状では近畿圏の府県医師会が医療政策策定に参画し、地域の有床診療所の意見を代弁出来るとは考えられない。病床を持つ医師会員への公平性担保の観点からも問題があり、近畿府県医師会の早急な現状是正が望まれる。

IV. 和歌山県有床診療所協議会関係

○平成28年4月16日

「平成28年度第1回三役会」

参加者：粉川信義副会長、辻 寛副会長、勝田仁康副会長、児玉敏宏副会長、
宮本克之監事、辻 興

○平成28年4月20日

児玉敏宏副会長推薦で和歌山市の医療法人整友会やまもとクリニックの中井整理事長が4月20日付でA会員入会される。

現時点会員数 A会員35名、B会員9名、合計44名

○平成28年5月11日

紀の川市の近藤医院（近藤 和先生）・B会員が、平成27年3月末で有床診療所中止届を保健所に提出との連絡あり、平成28年度会費請求の関係から平成28年3月末日付での退会とする。

現時点会員数 A会員35名、B会員8名、合計43名

○平成28年7月2日

「平成28年度第2回三役会」

参加者：辻 寛副会長、勝田仁康副会長、児玉敏宏副会長、粉川信義副会長、辻 興

○平成28年7月4日

和歌山県医師信用金庫より、日高郡の寺田医院、寺田泰治先生・B会員が亡くなられ閉院との連絡。会費の問題があり平成28年3月31日付での退会とする。

現時点会員数 A会員35名、B会員7名、合計42名

○平成28年7月8日

粉川信義副会長推薦にて、濱田寛子先生、理事就任

○平成28年7月23日

「平成28年度第1回役員懇親会」

参加者：勝田仁康副会長御夫妻、辻 寛副会長御夫妻、児玉敏宏副会長御夫妻、粉川信義副会長御夫妻、辻 興

会名：Wakayama 有診「Chapel Concert & Dinner」

会場：和歌山マリーナシティホテル

○平成 28 年 8 月 27 日

「平成 28 年度第 22 回和歌山県有床診療所協議会総会・講演会・情報交換会」

会場：和歌山市医師会大会議室、ホテル・ド・ヨシノ

参加者数：総会 35 名、情報交換会 34 名

木下泰伸先生、理事就任

⇒ ※ここまで「平成 28 年度第 22 回和歌山県有床診療所協議会総会・講演会・情報交換会」報告書を参照の事（報告済）

○平成 29 年 3 月 13 日

日本医師会社会保険診療報酬検討委員会より次期診療報酬改定に係る要望依頼が同委員（近畿ブロック 2 名）を通じて郡市医師会より医師会員にあり、「有床診療所入院基本料」引き上げの要望を記載し提出頂く様、全和有協会員に対し、「お願い」を FAX 送信する。

○平成 29 年 3 月 23 日

「平成 29 年第 1 回三役会」

出席者 辻 寛副会長、勝田仁康副会長、児玉敏宏副会長、粉川信義副会長、宮本克之監事、辻 興

⇒ 【資料Ⅳ-①】

○平成 29 年 3 月 24 日

奥 篤前会長 名誉会長就任。

（医）明星会 星野胃腸クリニックの星野 好則先生、理事就任。

○平成 29 年 3 月 31 日

A 会員、和歌山市の医療法人整友会やまもとクリニックの中井整理事長、4 月より病床閉鎖にて 3 月 31 日付で退会される。

現時点会員数 A 会員 34 名 B 会員 7 名、合計 41 名

○平成 29 年 5 月 9 日

県医師会寺下会長・上林理事、平石理事に対し H29 総会参加のご案内を送付す。

○平成 29 年 5 月 11 日

田辺市医師会理事会にて 4/22 開催の郡市医師会連絡協議会にて和歌山県医師会の「次期（平成 30 年度）診療報酬改定に対する要望事項」20 項目の内、6 項目の重点項目に、点数項目

A108 有床診療所入院基本料の点数引き上げ要望が採択された旨、報告あり

○平成 29 年 5 月 24 日

新宮市・木下外科医院の木下真人先生、当直看護師不足、保健所実地検査（レントゲン被爆量検査など）入院低収益、肉体的疲労を理由として 4 月 30 日付で無床化、退会希望のお手紙と、和歌山県有床診療所協議会への寸志 5 万円寄付頂く。

同日付退会（年度初めの為 H29 年度会費は請求せず）

現時点会員数 A会員 33 名 B会員 7 名、合計 40 名

○平成 29 年 5 月 25 日

「平成 29 年度第 1 回和歌山県有床診療所協議会理事会」

於：和歌山マリーナシティホテル「ことのうら」

出席者 辻 寛副会長、勝田仁康副会長、児玉敏宏副会長、粉川信義副会長、辻 興

⇒【資料Ⅳ-②】

○平成 29 年 5 月 29 日

「平成 29 年度事業計画（案）」への御意見を全会員に FAX にて募集。締切 6/10 まで。

⇒ 意見無し

○平成 29 年 6 月 16 日

和有協全会員に対し「地域医療構想調整会議（協議の場）における有床診療所の現状アンケート」実施（返答期限 6/25）

⇒【資料Ⅰ-①】

○平成 29 年 6 月 26 日

和有協全会員に対し「和歌山県有床診療所協議会の一般社団法人化検討に関するアンケート」実施（返答期限 7/5）

⇒【資料Ⅳ-③】

○平成 29 年 7 月 15 日

「平成 29 年度第 2 回和歌山県有床診療所協議会理事会」

於：和歌山マリーナシティホテル「ことのうら」

辻 寛副会長、勝田仁康副会長、児玉敏宏副会長、辻 興（北山俊也理事急患にて欠席）

⇒【資料Ⅳ-④】

○平成 29 年 8 月 9 日

兵庫県有床診療所協議会世話人代表の市橋研一先生と滋賀県有床診療所連絡協議会会長の神野佳樹先生に平成 28 年度和有協総会誌と共に平成 29 年度和有協総会の参加案内を送付。

【資料Ⅳ-①】平成 29 年第 1 回和歌山県有床診療所協議会三役会

日時 平成 29 年 3 月 23 日（木）午後 6 時～ 於：和歌山市・割烹おかざわ

出席者 辻 寛副会長、勝田仁康副会長、児玉敏宏副会長、粉川信義副会長、宮本克之監事、辻 興

※自費開催

I：報告事項

① 和有協会員動向

② 平成 28 年度「有床診療所の日」活動

③ 和歌山県医師会への「有床診療所部会設立要望」進捗状況

④ 地域医療構想調整会議（田辺保健医療圏構想区域の場合）

●平成 28 年 9 月 29 日

第 1 回「協議の場」和歌山県地域医療構想（田辺保健医療圏構想区域）調整会議

「病床ごとに果たす役割の異なる有床診療所の病床機能を病院と兼用の 4 つの病床機能で評価するのは困難であり、有床診療所固有の 5 つの病床機能での評価を行うべき」と主張。

⇒この主張に対する意見は特に出ず。

また、「産婦人科病床を削減対象とすべきではない」と主張した。今後検討を重ねるとの返事。今後主に検討を行う分科会の委員に有床診療所の代表として任命される。

●平成 29 年 3 月 2 日

和歌山県地域医療構想（田辺保健医療圏構想区域）調整会議（個別協議）

（1）「地域医療構想と公的病院のあり方」について

（2）療養病床に係る「新たな施設類型」について

（3）重症心身障碍児の病床」に関する取扱いについて

（4）田辺保健医療圏における病床機能の現状及び病床機能転換予定について」

⇒田辺保健所配布の病床機能の現状の資料において稼働中の有床診療所が有床診療所固有の 5 つの病床機能の内どれを果たしているかのデータも併記されていた。

※田辺保健医療圏においては稼働中の有床診療所が極めて少なく、協議の場内における有床診療所の構成比率が少ないが、例えば有床診療所の多い紀の川市などでは協議の場における有床診療所の比率が高い為、介護施設よりも安価な有床診療所は病床削減対象から除外すべきとの要望を出して頂き、突破口を切り開いて頂きたいと要望する。和歌山県有床診療所協議会を通じて和歌山県全域の協議の場における有床診療の情

報を共有していく。

⑤ 全国有床診療所連絡協議会の動向

⑥ 次期診療報酬改定に向けての活動

●平成 29 年 3 月 13 日

日本医師会社会保険診療報酬検討委員会より次期診療報酬改定に係る要望依頼が同委員（近畿ブロック 2 名）を通じて郡市医師会より医師会員にあり、「有床診療所入院基本料」引き上げの要望を記載し提出頂く様、全和有協会員に対し、「お願い」を FAX 送信する。

⑦ 和歌山県有床診療所協議会の一般社団法人化について

風神会計を通じて、司法書士による定款たたき台作成作業が行われ 3 月 21 日提供された。

今後、定款たたき台の修正作業を行い、当協議会より必要情報を提供。（設立時の役員など）

必要情報が揃えば、そこから設立認可まで 1～2 週間程度・・・という流れ。

⑧ その他

●平成 29 年 3 月 14 日

平成 29 年 4 月 7 日スイスホテル南海大阪浪華で開催される政治資金パーティ「内閣府特命担当大臣鶴保庸介君と明日の日本を語る会」のご案内が和歌山県有床診療所協議会会長宛にあり、会費 2 万円を和有協口座より振込む。

（※政治資金パーティへの振込は原則大臣以上とする）

Ⅱ：協議事項

① 和歌山県有床診療所協議会活動の活性化について

これまで不定期開催であった三役会・役員会を、理事会として 2 か月に 1 回、定期開催とする。

② 平成 29 年度・第 2 3 回和歌山県有床診療所協議会総会、講演会、情報交換会について

③ 和歌山県有床診療所協議会の一般社団法人化についての検討

※風神会計事務所経由で司法書士に作成頂いた一般社団法人和歌山県有床診療所協議会定款「たたき台」について解説の上、法人化の問題点について協議

1. 和有協が法人化した場合、同じ一般社団法人である県医師会内への事務局設置存続が難しくなると予想される。（和歌山県病院協会は県医師会内に協会窓口ではなく「部会」を設置、有床診療所部会が設置されるならば協議会窓口が県医師会内に不要となる）
⇒有床診療所部会が存在しない現状においては任意団体「和歌山県有床診療所協議会」

は存続させ活動の主体を置き、県医師会内に設置した名目上の事務局を存続させ、行政への働き掛け時に利用する一般社団法人「和歌山県有床診療所協会」を別に設立することは可能か？⇒風神会計に分析依頼

2. 一般社団法人に移行した場合、現在任意団体である協議会の口座預金をどのように扱うか？⇒風神会計に分析・対策依頼
3. 事業年度を4月1日からとした場合、現在8月末に開催している総会を6月中に開催しなくてはならないが、そうすると全国有床診療所連絡協議会の総会前の開催となるため、最新情報を和歌山県総会で会員に提供出来なくなる⇒継続審議
4. 定款「たたき台」には会費が明記されていないが、どのように運用するか？⇒会費変更の度に定款を改定しなくても良い様に別に定めた方が運営しやすい為、あえて定款には明記していない。
5. 一般社団法人化最大のデメリットは議案決議の為の事務手続きが煩雑となる為、事務局（実際の運営は県医師会事務局ではなく会長の診療所）と会員（和歌山県全域から総会に参加するのが大変）の負担が大きくなり任意団体のメリットである機動性（議案決議までのスピード）が損なわれる点にある。⇒現時点では地域医療構想調整会議に全有床診療所が参画している為、2025年までは一般社団法人化しなくても行政に有床診療所の意見は届く。法人化を慌てる必要はなく、理事会、総会などで協議を重ねて法人化を決定すべき。

④ 和歌山県医師会内への有床診療所部会設立要望について

現状：和歌山県医師会が明確な理由を明かさず協議を一方的に中断している状況。

方針：和歌山県地域医療構想調整会議に県下全ての有床診療所が参画している現状において、2025年までは有床診療所が直接行政に意見を述べる機会が確保されているが、それ以降は保証されない。その為、県医師会が自ら病院部会との公平性を保つ為、有床診療所部会を県医師会内に設置することを継続して要望する。

⑤ その他

奥 篤 前会長に名誉会長就任要請（平成29年3月24日就任）

【資料Ⅳ-②】平成 29 年度第 1 回和歌山県有床診療所協議会理事会

日時 平成 29 年 5 月 25 日（木）午後 5 時～

於：和歌山マリーナシティホテル「ことのうら」

出席者 辻 寛副会長、勝田仁康副会長、児玉敏宏副会長、粉川信義副会長、辻 興

※自費開催

I：報告事項

●平成 29 年 3 月 24 日

奥 篤前会長 名誉会長就任承諾頂く。

（医）明星会 星野胃腸クリニックの星野 好則先生、理事就任承諾頂く。

●平成 29 年 3 月 27 日

3/23 の三役会決定事項を「会員へのお知らせ」として全会員へ FAX 送信する。原則として、今後 2 か月に 1 回、理事会を開催させて頂く

予定を報告し、現在、三役会・理事会共、懇親会（食事会）を兼ねての開催となっており、会員間の公平性を確保する為、原則自費開催とさせて頂く旨、参加役員のご理解をお願いする。



●平成 29 年 3 月 31 日

A 会員、和歌山市の医療法人整友会やまもとクリニックの中井整理事長が 4 月より病床閉鎖にて 3 月 31 日付で退会。

県医師会寺下会長・上林理事、平石理事に対し H29 総会参加のご案内を送付す。締切 7/31

●平成 29 年 5 月 11 日

田辺市医師会理事会にて 4/22 開催の郡市医師会連絡協議会にて和歌山県医師会の「次期（平成 30 年度）診療報酬改定に対する要望事項」20 項目の内、6 項目の重点項目に、点数項目 A108 有床診療所入院基本料の点数引き上げ要望が採択された旨、報告あり

●平成 29 年 5 月 12 日

和歌山県医師会寺下会長より「近畿・北陸 6 県医師会会長会議」出席の為、8/26 の和有協総会は欠席するとの連絡あり。

●平成 29 年 5 月 15 日

和歌山県医師会平石英三理事より「医師信用組合理事会」出席の為、8/26 の和有協理事会は欠席するとの連絡あり。

●平成 29 年 5 月 21 日

「平成 29 年度第 1 回全国有床診療所連絡協議会役員会」

（於：TKP 品川カンファレンスセンター ANNEX「カンファレンスルーム 8」）に出席
滋賀県と兵庫県の有床診療所協議会会長より、今後近畿圏の 3 つの有床診療所協議会合

同での会合開催の提案を受け了承する。

Ⅱ：協議事項

① 平成 29 年度・第 23 回和歌山県有床診療所協議会総会、講演会、情報交換会について

② 和歌山県有床診療所協議会の一般社団法人化についての検討

※風神会計事務と、法人化の問題点について引き続き協議

※有床診療所協議会からの疑問点に対し風神会計が一般社団法人 Q&A を作成し回答。また総会の講演会で解説予定。

1. 和有協が法人化した場合、同じ一般社団法人である県医師会内への事務局設置存続が難しくなると予想されるが、現在県医師会内に設置されている事務局は日本医師会からの有床診療所関係の書類を和歌山県有床診療所協議会会員事務局に転送するだけの業務しか担っておらず、全く役には立っていない、一般社団法人化すれば任意団体よりも行政への直接発言権が増す為、メリットがある。

2. 任意団体「和歌山県有床診療所協議会」を存続させ活動の主体を置き、県医師会内に設置した名目上の事務局を存続させ、行政への働き掛け時に利用する一般社団法人「和歌山県有床診療所協会」を別に設立することは可能か？）⇒可能だが二度手間。

3. 一般社団法人に移行した場合、現在任意団体である協議会に蓄えた資金をどのように扱うか？

⇒任意団体の和歌山県有床診療所協議会に蓄えられた資金を一般社団法人の和歌山県有床診療所協議会に①寄付するか、②基金を用いて会員に分配することが考えられるが、既に無床化して退会された方々への分配は困難であり、①寄付を選択するのが現実的で、今後、寄付の方向で検討する。

4. 事業年度を 4 月 1 日からとした場合、現在 8 月末に開催している総会を前倒して開催すると、全国有床診療所連絡協議会の総会前の開催となるため、最新情報を和歌山県総会で会員に提供出来なくなる。

⇒「事業年度開始後何か月以内に総会を開催」という文言の調節で現状を保つことは可能

5. 一般社団法人化最大のデメリットは議案決議の為の事務手続きが煩雑となる点であるが決議の委任状は FAX 等でも可能であり、現在の会員規模であれば不可能ではなさそう。

6. 会長の診療所に事務所を設置する場合、会長の交代毎に所在地が変更となる為、定款への記載を「和歌山県内に設置する」として良いか？

⇒事務所の所在地は「和歌山市」や「田辺市」等、独立の最小行政区画まで記載が必要で、変更の都度、定款の変更手続き（社員総会による決議）が必要となるため、現

実的でない。

7. 一般社団法人化すると新たに入会手続きが必要となるか？

⇒別の法人格を持つことになるので新たに入会手続きが必要。

8. 一般社団法人化後の会費の徴収は基金引きで可能か？

⇒可能。和歌山県医師協同組合との調整となる。また、一般社団法人名義で申し込む必要があるため、再度引き落とし手続きが必要となる。

9. 総会の書面決議は可能か？

⇒可能。社員総会については、社員の全員が書面（メールでも可）により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされる。理事会については、あらかじめ定款に定めを設けることにより（議決に加わることのできる）理事全員の書面（メールでも可）による同意の意思表示がなされ、かつ感じが異議を述べない場合には、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる。書面決議を行なう場合には総会の収集通知などを送る期限が通常の決議と異なってくる（厳しくなる）。総会開催方法も少々煩雑になる。また、書面決議ではなく、委任という形で決議を進めるケースもある。

【資料Ⅳ-③】「和歌山県有床診療所協議会の一般社団法人化」検討に関するアンケート
(2017.6.26 実施) 回答集計結果 (2017.7.6 締切)

アンケート対象者：全会員 40 名

アンケート回答者：14 名 (回答率 35%)

《添付資料》和歌山県有床診療所協議会の「一般社団法人化」検討理由 (文責：辻 興)

◆ 有床診減少の理由

有床診が永らく減少の一途をたどったのは、地域有床診の声を恒常的に医療行政に訴えるルートが確保されず、有床診が医療政策から取り残されたことが理由の一つと考えられます。

◆ 有床診の声を行政に届ける為に

2025 年の完成を目指す地域医療構想実現に際し、和歌山県では当協議会活動が奏功し、県下全ての有床診療所が地域医療構想調整会議（協議の場）のメンバーとして行政に直接意見を述べる機会を確保することが出来ましたが、2025 年以降、地域医療構想調整会議が消滅すると、この発言の場は失われてしまうものと考えられます。

行政への有床診の意見発言は中央においては全国有床診療所連絡協議会（任意団体）が日本医師会（公益社団法人）に要望書を提出し、日本医師会から厚労省に意見を代弁して頂くシステムが有効に機能しています。和歌山県有床診療所協議会としても和歌山県医師会に同様の役割を恒常的に担って頂きたく、有床診の窓口としての「有床診療所担当理事」の恒常的設置と「県医師会傘下の有床診療所部会」設立を要望しています。

◆ 和歌山県医師会の対応

しかし、日本医師会と異なり、和歌山県医師会はあまり有床診療所に対し誠実な対応を行なってくれているとは言い難い状況です。前任の「有床診療所担当理事」が県医師会理事を退任するに伴い担当理事が不在となり、長らく放置されていました。「有床診療所部会設立」交渉も、正式な理由無しに県医師会から一方的に中断されている状況にあります。

◆ 県医務課への要望書提出についての県医師会の見解

県医師会法人担当理事との協議の中で、県医療行に政地域有床診の声を反映させる為には、法人格を有する団体から要望を提出しないと行政の誠実な対応は得られないのではと指摘がなされました。つまり、法人格を有する県医師会を通じて要望を出すか、任意団体である県有床診療所協議会の法人格取得が必要ではとの意見です。

県医師会法人担当理事の見解では行政は法人格を持たない団体からの要望に対しあまり誠実な対応を取らない傾向にあるとの事です。たとえば、法人格をもつ団体からの意見に対しては書面での正式な回答がなされるが、法人格を持たない団体からの意見に対しては、ほとんど対応が無かったり、口頭や電話での簡易的な返答に留まる場合が多く、あまり満足な回答は得られないとの事。事実、法人格を持たない和歌山県有床診療所協議会からの直接の要望に対し、県庁はほとんどアクションを起こさなかったのですが、今回、地域医療構想の件で法人格をもつ県医師会経由で要望した途端、正式な書面での対応を得ることが出来たのです。

◆ 地域医療構想調整会議開始にあたっての県医務課の対応

県医務課との「和歌山県地域医療構想調整会議への有床診療所参画への意見交換（2017.7.13）」において、地域医療構想県医務課担当者は、県への要望提出に際し法人格の有無で差別はしないと明言されております。その為、法人格が無くても和歌山県有床診療所協議会から県医務課もしくは保健所に要望を出せば対応すると述べられております。但し、この取り決めも、地域医療構想担当の医務課課長補佐との口約束に過ぎず、書面での回答ではなく、担当者の退任後、もしくは地域医療構想実現後も守られるかは不明です。

◆ 和歌山県有床診療所協議会一般社団法人化の検討

有床診療所に対し県医師会の誠実な対応がみられず、県医師会を頼ってはいは、地域医療構想実現後、再び有床診が放置され、県の施策から取り残される可能性が危惧されます。その為、和歌山県有床診療所協議会の世間一般への発言権強化の為、和歌山県有床診療所協議会の法人格取得を検討することとなりました。

「公益社団法人」でなく「一般社団法人化」を検討している理由は、現在、和歌山県有床診療所協議会会長の診療所が事実上の事務局機能を担っており、認可基準の厳しい「公益社団法人」では維持の為に事務局負担が重すぎると考えられる為です。

◆ 和歌山県有床診療所協議会の一般社団法人化によるデメリット

「一般社団法人」にしても、現在の「任意団体」と比べ、決議等事務手続きにより手間がかかる為、フットワークは悪くなると考えられます。また、「一般社団法人化」すると、和歌山県医師会事務局内に機能限定で設置が認められた「和歌山県有床診療所協議会事務局」の設置継続が認められなくなる可能性があります。

《アンケート回答集計結果》

【質問 1】和歌山県有床診療所協議会の一般社団法人化に賛成？反対？

【回答】

○賛成：86%

○反対：0%

○どちらともいえない：14%

【「どちらともいえない」理由は？】

- ・法人化のメリットとデメリット（諸手続き等が煩雑になることの手間）を考慮すると、どちらともいえない。
- ・県医師会との関係を考えて、どちらがベストなのか判断がつかない為。

【質問 2】当協議会一般社団法人化についての御意見をお願いします。

《賛成意見》

- ・有床診の事を真剣に考える役員がいない県医師会に頼るべきではない。県医師会との関係悪化は心配されるが、元々有床診の事を真剣に対応するつもりの無い組織とは、袂を分かって良いのではないか。
- ・永年、県下有床診の意見を集約せず放置してきた県医師会に有床診の意見は代弁できないし任せられない。
- ・県医師会自身、和歌山県有床診療所協議会が任意団体であることを理由に協議会の意見を真摯に受け止めないのではないか？
- ・病床を持つ県医師会員に、中立であるべき県医師会が、一方では病院部会を認め、一歩では有床診療所部会を認めないのは極めて公平性に欠く会員対応であり、法人化して県医師会に是正を働き掛けるべきである。

《反対意見》

- ・なし

【資料Ⅳ-④】平成 29 年度第 2 回和歌山県有床診療所協議会理事会

日時 平成 29 年 7 月 15 日（土）午後 5 時～

於：和歌山マリーナシティホテル

出席者 辻 寛副会長、勝田仁康副会長、児玉敏宏副会長、辻 興（北山俊也理事欠席）

Ⅰ：報告事項

- ① 全会員に対し「地域医療構想調整会議（協議の場）における有床診療所の現状アンケート」実施（平成 29 年 6 月 16 日）
- ① 全会員に対し「和歌山県有床診療所協議会の一般社団法人化検討に関するアンケート」実施（平成 29 年 6 月 26 日）



Ⅱ：協議事項

① 一般社団法人化の是非について

当会の一般社団法人化検討に関するアンケート（2017.6.26 実施）の結果、回答者の大多数が賛成であり、反対意見は無いことから、当協議会を一般社団法人化することに決定される。

② 平成 29 年度事業計画（案）について

③ 会長任期について

今年度総会で現執行部成立後 2 年経過。法人化を機に会長交代を提案するも却下。

V. 有床診療所広報関係

○ 平成 28 年 9 月 6 日

県医務課医事調整班に対しメールにて「県民の友」への「有床診療所の日」告知記事の掲載を依頼。内容としては和歌山県地域医療構想にも明記された有床診療所の 5 つの病床機能の掲載を要望する。

○ 平成 28 年 9 月 23 日

県医務課医事調整班 主査 辻内 崇志 様より返事

県民の友 11 月号に掲載する手続きを行うも、11 月号に掲載する記事が多数のため掲載見送り。

○ 平成 28 年 9 月 26 日

県医務課医事調整班 主査 辻内 崇志 様より返事

「県民の友のお知らせ等に記事を掲載する申込みは、発行月の 2 か月前に行うことになっている。掲載するかどうかの判断は、県民の友を発行している担当課が決めているため、県民の友に確実に記載できる方法はなく、期日までに申込み手続きを行うしかない。県民の友(11 月号)に掲載を希望する場合、8 月に掲載依頼を行なう様」とのこと。

○ 平成 28 年 11 月 5 日

「平成 28 年度和有協総会報告書」及び「有床診療所の日」ポスターを全和有協会員、全和歌山県医師会（寺下会長、上林理事、平石理事）、和歌山県下各郡市医師会長、県庁医務課医療戦略推進班（貴志班長様、狗巻主査様）、和歌山県下各保健所（地域医療構想調整会議議長様）計 64 ヶ所に郵送。（和有協副会長 3 名、監事には 3 部送付）

○ 平成 29 年 8 月 5 日

県医務課医事調整班 主査 辻内 崇志 様に、12/4「有床診療所の日」に際し、「県民の友」に有床診療所の 5 つの病床報告機能を啓発する記事記載をメールにて依頼。

第 30 回全国有床診療所連絡協議会総会 (大分大会) 報告

期間：平成 29 年 7 月 1 日（土）・2 日（日）

会場：別府湾ロイヤルホテル



第 1 日目報告：辻 寛 副会長

第 30 回全国有床診療所連絡協議会総会 (大分大会) 報告

期間：平成 29 年 7 月 1 日（土）・2 日（日）

会場：別府湾ロイヤルホテル



第 2 日目報告：児玉 敏宏 副会長

平成 29 年 7 月 2 日
「全国有床診療所連絡協議会（2 日目）」
シンポジウム

●シンポジウムに先立って日本医師会会長、横倉義武先生のご講演があった。
タイトル「超高齢・人口減少社会における日本医師会の役割」
2007 年より死亡数が出生数を上まわり、2016 年では出生数 97.7 万人と 100 万人を下回った。また、月平均でみると出生数の 81,750 人に対し死亡数は 108,000 人と差がひらきつつある。

来年は医療、介護のにとって重要な意味をもつ年で、診療報酬と介護報酬の同時改定が行われるとともに第 7 次医療計画と介護保険事業計画がスタートする。その中で、地域包括ケアシステムの中核となるべく、有床診療所の期待することとして

- ① これからの医療提供体制は、住民にとって身近で頼りになる「かかりつけ医」と地域の医療介護連携が基本となる事。
 - ② かかりつけ医が多職種との連携を密にして、質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの要となる必要がある事。
 - ③ 有床診療所は身近な病床を活用することで、さらに大きなかかりつけ医機能を果たし、中小病院とともに後方病床機能を発揮していく事。
- を述べられた。

また、社会保障の充実が、雇用創出、拡大につながり、経済成長をもたらし地方創生に貢献すると医師会としての意見を政府に主張してきたと述べられた。最後に、11 月 1 日を「いい医療の日」と定め、より良い医療の構築に向けて国民と考える日とすることを提案していると締めくくられた。

続いてシンポジウムが開催され、3 名の講演、討論があった。

●有床の在宅療養支援診療所を開設している施設紹介がありました。190 名の患者に対して訪問診療を行い、1 年間の延べ入院患者数 550 名、平均在院日数 13 日間。入院患者数は 1 日平均 18 名、うちショートステイ 2 名で病床利用率は 95%とかなり機能している施設だと思われる。しかし、経営環境は厳しいと内状を話され、夜勤看護師等の確保には苦勞しており過去に 2 年にわたり、病棟を閉鎖した経緯も話された。

在宅診療と地域医療における有床診療所の役割について考察され、在宅医療の後方支援、構想地区の慢性期病床のニーズ、レスパイト入院、身近な専門医療に加え、無床の在宅療養支援診療所や地域の病院、有診との連携、人材育成・研修が重要であると述べられた。

また、例年のことですが、有診の課題として職員雇用問題、医師の高齢化と負担、継承問題、スプリングラー問題をあげられていた。

個人的に感じたのは地域包括ケアシステムにおける有診の期待が言われる中、有診に対する認識不足や、個々の有診の都合もあり現状は厳しいものがあると実感した。

●その後有診が廃止に至った講演の後、地域包括ケアシステムにおける有診の役割について、大分県由布市の取り組みについての講演を拝聴した。

要点は地域医療計画策定（病院の機能分化、ベッド数の削減等）を国が県に委託し、地域包括ケアシステムの構築は国が市町村に委託するという事。すなわち、現在地域包括ケアシステムという言葉が一人歩きしているが、大切なのはこのシステムは地域によって異なる。実際に準備カンファレンスを何回行ってもなかなか進展しないと述べられていた。2年間かけて検討を重ね、個別のケアカンファレンスを多職種が一堂に会して実施するとの結論に達し、その方法について紹介された。要約すると医療情報と看護情報を一元的に管理するために、利用者の医療的状态に変化があったとき、介護度に大きく変化があったとき、医療情報が介護サービスの徹底に欠かせないとき、ADLの変化をわかりつけ医に知らせる必要があったときのみ関係多職種が一堂に会してカンファレンスを30分以内で行うという取り決めであった。今後は情報をIT化し、関係者が情報にアクセスできるよう考えていきたいと講演を締められた。私的には医師の時間的、労力的負担をいかに抑えるかについて検討したように思えてならない。

地域包括ケアシステムは待ったなし、来年の4月より手探りのまま発車します。また、各地域の状況によりカスタマイズされ同じものはないと考えられます。乗り遅れないよう各施設努力する必要があります。

紀の川クリニックのある那賀地区は和歌山でも在宅医療に向けた取り組みが先進的に行われております。那賀地域では平成23年より、「那賀圏地域医療と介護の連携推進協議会」が設置され現在7部会にて取り組みが検討されています。残念ながらこの7部会の中に診療所部会はなく有診は病院部会にも属さないため忘れられた存在になっています。当院としては独自の方法で他施設、多職種との連携をさらに深めるよう検討中です。

皆様におかれましてもくれぐれも乗り遅れることのないよう、有診の持っている機能を最大限地域で活用していただけるべく活動をお願いいたしまして、シンポジウムの報告を終わります。

「平成 27 年度収支決算報告」

及び

「平成 27 年度監査結果報告」

(宮本克之監事)



和歌山県有床診療所協議会 平成28年度			
会 計 報 告			
会計期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日			
収入の部			
平成28年4月1日	前期繰越	紀陽銀行	733,685
	利息(純額表示)	(平成28年8月、平成29年2月)	16
	総会情報交換会参加費	(平成28年5月～9月)	265,000
平成28年4月1日	前期繰越	医師信用組合	692,000
	利息(純額表示)	(平成28年8月、平成29年2月)	208
平成28年6月21日	会費収入	40,000×35名、15,000×7名	1,505,000
平成28年9月8日	(全有診分会費支払)	(20,000×36名、10,000×7名)	-790,000
	合計		2,405,909
支出の部			
	広告宣伝費	(ポスター代)	7,560
	消耗品費	(名刺、リボン、冊子等)	113,772
	旅費交通費	(役員会出張費、講師車代)	109,270
	通信費	(郵便局郵送代)	26,790
	会議費	(総会情報交換会食事代)	525,000
	諸会費	(鶴保康介 会費2万円)	20,000
	雑費	(振込手数料、演者お礼)	102,188
	合計		904,580
残高			
平成29年3月31日現在	紀陽銀行		1,095,121
平成29年3月31日現在	和歌山県医師信用組合		406,208
			1,501,329
会 計 監 査			
平成28年度の会計監査の結果、適正に処理されていたことを認めます。			
平成 29 年 6 月 30 日			
和歌山県有床診療所協議会	監事	宮本 克之	

【平成 29 年度 和歌山県有床診療所協議会 事業計画】

1. 県下唯一の有床診療所関連団体として、県下有床診療所の一致団結を促し、有床診療所への積極的支援と情報提供、意見集約を行い、行政への働きかけを行なう。そして有床診療所の更なる病床機能向上、防災対策の充実に努め、安心の医療が提供される環境実現を目指す。
2. 次世代に継承・永続可能な有床診療所の経営環境実現を目指し、有床診療所病床が果たしている病床機能に相応しい入院基本料を求める。平成 27 年度の日医総研有床診療所の現状調査によると有床診療所における 1 人 1 日当たりの入院収支は 1860 円の赤字であり、赤字解消の為に平成 30 年度医療介護報酬同時改定において、最低 2000 円/日の引上げを要望する。
3. 地域医療構想実現に向け、県医務課や県医師会との連携強化に努め、病院とは異なる有床診療所特有の 5 つの病床機能の理解を促し、医療政策上の有効活用を促進する。その為の県医療行政への恒常的な交渉ルートとして、県医師会内部に有床診療所部会等の設置を働きかける。また、行政との交渉力強化の為、当協議会を一般社団法人化する。
4. 県民や行政に有床診療所への理解を深めて頂く為に、12月4日の「有床診療所の日」記念行事やウェブ配信を用い、積極的な広報活動を行う。
5. 近畿圏において有床診療所協議会が設立されている兵庫県・滋賀県の協議会との連携を模索し、近畿圏有床診療所の団結を目指す。

Ⅱ．講演会

講演Ⅰ

「一般社団法人設立の留意点」

【講師】 風神 正典 先生

【座長】 辻 興 会長

講演Ⅱ

テーマ：私の人生

「困難が無かったら今がない」

【講師】 丸山 昌三 先生

【座長】 児玉 敏宏 副会長

【講演Ⅰ：風神 正典 先生 御略歴】

※講師御提供資料より

演題：「一般社団法人設立の留意点」

演者：税理士法人風神会計事務所 代表社員 風神 正典 先生

◆御略歴

生年月日 昭和 29 年 10 月 6 日

学 歴

昭 和 48 年 3 月 和歌山県立桐蔭高等学校
卒業

昭 和 52 年 3 月 同志社大学商学部 卒業

◆職 歴

昭和 52 年 4 月 ～昭和 56 年 8 月 一般企業
に勤務

昭和 56 年 9 月 ～昭和 62 年 9 月 会計事務
所に勤務

平成 62 年 9 月 ～平成 24 年 6 月 風神会計
事務所を個人事務所として 開業

平成 24 年 6 月 20 日 ～ 税理士法人に組織変更し現在に至る



◆役 職

税理士法人風神会計事務所 代表社員

一般社団法人 高齢者生活支援協会 代表理事

MMPG（※） 専務理事

その他 医療法人、公益社団法人、一般社団法人の監事

※MMPG(メディカル・マネジメント・プランニング・グループ)は、我が国医療福祉界の健全発展に貢献することを目的とした全国の 100 をこえる有力会計事

一般社団法人設立の留意点

2017年8月26日

税理士法人 風神会計事務所

代表社員 風神正典

法人税上の法人区分と課税所得の範囲

1.一般社団法人とは

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づいて設立された法人ですが、都道府県知事や政令都市の市長による認証は不要です。

2.公益法人認定法に基づく公益認定

公益目的事業を行うことを主たる目的とするなどの一定の基準に適合している一般社団法人は、行政庁から公益認定を受けることにより公益社団法人となることができます。

法人税上の法人区分と課税所得の範囲

3. 法人税法上の取扱

(1) 公益社団法人

収益事業から生じた所得が課税対象

公益目的事業は課税対象外

(2) 一般社団法人

① 非営利型法人の要件に該当

収益事業から生じた所得が課税対象

② 非営利法人の要件に非該当

全ての所得が課税対象

法人税上の法人区分と課税所得の範囲

4. 非営利型法人の要件

(1) 非営利性が徹底された法人

- ① 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること
- ② 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること
- ③ 上記①及び②の定款の定めに違反する行為(上記①、②及び下記④の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。)を行うことを決定し、または行ったことが無いこと
- ④ 各理事について、理事とその親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

法人税上の法人区分と課税所得の範囲

(2) 共益的活動を目的とする法人

- ① 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること
- ② 定款等に会費の定めがあること
- ③ 主たる事業として収益事業を行っていないこと
- ④ 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと
- ⑤ 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと
- ⑥ 上記①から⑤4まで及び下記⑦の要件に該当した期間において、特定の個人または団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことが無いこと
- ⑦ 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

法人税上の法人区分と課税所得の範囲

5.収益事業の範囲

収益事業とは次の34の事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含みます。)で、継続して事業場を設けて行われるものです。

- ①物品販売業 ②不動産販売業 ③金銭貸付業
- ④物品貸付業 ⑤不動産貸付業 ⑥製造業 ⑦通信業
- ⑧運送業 ⑨倉庫業 ⑩請負業 ⑪印刷業 ⑫出版業
- ⑬写真業 ⑭席貸業 ⑮旅館業 ⑯料理店業その他の飲食店業 ⑰周旋業 ⑱代理業 ⑲仲立業 ⑳問屋業 ㉑鉱業
- ㉒土石採取業 ㉓浴場業 ㉔理容業 ㉕美容業 ㉖興行業
- ㉗遊戯所業 ㉘遊覧所業 ㉙医療保険業 ㉚技芸教授業
- ㉛駐車場業 ㉜信用保証業 ㉝無体財産の提供等を行う事業
- ㉞労働者派遣業

一般社団法人の定款

1.一般法人の定款の記載内容

一般社団法人の定款には次の事項を記載しなければなりません。

(1)目的

(2)名称

(3)主たる事務所の所在地

(4)設立時社員の氏名又は名称及び住所

(5)社員の資格の得喪に関する規定

(6)公告方法

(7)事業年度

一般社団法人の定款

2.一般社団法人に設置される機関とは
社員総会のほか業務執行機関としての理事を少なくとも1人置かなければなりません。またそれ以外の機関として、定款の定めによって、理事会、監事、会計監査人を置くことができます。理事会を設置する場合と会計監査人を設置する場合には、監事を置かなければなりません。

(1)社員総会＋理事

(2)社員総会＋理事＋監事

(3)社員総会＋理事＋監事＋会計監査人

(4)社員総会＋理事＋理事会＋監事

(5)社員総会＋理事＋理事会＋監事＋会計監査人

一般社団法人の定款

3.一般社団法人の社員について

(1)設立にあたっては2人以上の社員が必要です。

(2)社員の経費支払については、定款の規定により法律上の義務を負います。

(3)社員の退社・資格喪失事由が法定化され、社員の退社の自由も法定化されました。

(4)社員を除名する場合について、弁明の機会の付与と除名の通知が法律上の義務として規定されました。

一般社団法人の定款

4.一般社団法人の社員総会について
法人法が規定する社員総会決議事項のうち主なものは以下の通りです。

(1)普通決議

- ①理事・監事・会計監査人の選任
- ②理事・会計監査人の解任
- ③理事・監事の報酬(定款にその額を定めていない場合に限る)
- ④計算書類の承認

一般社団法人の定款

(2)特別決議

- ①社員の除名
- ②監事の解任
- ③理事等の責任の一部免除
- ④定款の変更
- ⑤事業の全部譲渡
- ⑥決議による解散
- ⑦解散後の法人の継続の決定
- ⑧合併の承認

一般社団法人の定款

(3)決議について

社員総会において社員が行使する議決権は1人につき1個です。

①普通決議は、「定款に別段の定めがある場合を除き、**総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数を持って行う**」と定められています。

②特別決議は、「総社員数の半数以上であって、**総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数を持って**」と定められています。

一般社団法人の定款

5.一般社団法人の理事について

(1)理事の選任は、社員総会の決議により行います。
社員総会は、理事を何時でも、任意に解任することができます。

(2)理事は、理事会を構成し、法人の業務の執行の決定に参画します。

(3)理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとするのが標準です。

一般社団法人の定款

6.一般社団法人の理事会について
理事会の決議事項は、一般的に次のとおりです。

(1)法令に定める事項

①この法人の無業務執行の決定

②代表理事並びに業務執行理事の選定・解職

③社員総会の日時及び場所並びに課題・議案の決定

④事業計画書及び収支予算書の承認

⑤事業報告及び計算書類等の承認

その他

一般社団法人の定款

(2)定款に定める事項

①入会、退会及び会費納入取扱細則

②役員の仕事権限規程

③経理規程

その他

(3)その他重要な業務遂行に関する事項

①重要な事業その他の契約の締結・解除・変更

②重要な事業その他に係る訴訟の処理

③その他理事会が必要と認める事項

一般社団法人の定款

(3)決議について

理事会において理事が行使する議決権は1人につき1個です。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数を持って行うこととなります。この定足数の要件及び議決要件につき、定款で定めることにより、それぞれその割合を引き上げることができます。

一般社団法人の定款

7.一般社団法人の監事について

(1)監事の選任は、社員総会の決議により行います。監事を解任するには、社員総会における特別決議が必要です。

(2)監事は、理事及び理事会の職務の遂行を監査することです。監査の結果を明らかにするために、監事は監査報告を作成しなければなりません。また、理事が作成した計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細を監査します。理事が不正の行為をしたと認めるとき等には、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければなりません。

一般社団法人の定款

(3)監事は、自らが監事を務める法人又は子法人の理事又は使用人を兼ねることができないとされていますので、当該法人の理事や従業員が監事を兼ねることができません。

(4)監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとするのが標準です。

一般社団法人設立までの流れ

1.任意団体での総会・理事会等で一般社団法人への
移行の承認

(1)一般社団について

①定款案 ②社員の選任案 ③理事・監事の選任案

(2)任意団体について

①一般社団への移行の決議 ②一般社団設立後の解
散決議 ③解散に伴う清算人の選任 ④任意団体の
残余財産の一般社団への贈与

一般社団法人設立までの流れ

2.一般社団法人への移行の承認

(1)一般社団法人について

①定款承 ②理事・監事の選任 ③初年度の事業計画・予算

3.一般社団法人の設立登記

4.一般社団法人の銀行口座開設

一般社団法人設立までの流れ

5.任意団体から一般社団法人への資産の移行と事業の引継ぎ

6.任意団体の解散

務所による医業経営コンサルティンググループです。

【講演Ⅱ：丸山 昌三 先生 御略歴】

※講師御提供資料より

演題：テーマ 私の人生「困難が無かったら今がない」

演者：株式会社 丸和 代表取締役 丸山 昌三 先生

昭和20年11月15日生

最終学歴 和歌山県立向陽高等学校

- ◇株式会社 丸 和 代表取締役
- ◇有限会社 アリオ 取締役
- ◇有限会社 昌 和 代表取締役

【関連会社・事業部】

- ◆社会福祉法人 桃の木会

紀の川市桃山町調月 1758-18

TEL:0736-66-2652

- ◆キンキ寝具 株式会社

大阪市東淀川区豊里 3-7-43 TEL:06-6327-7721

- ◆レストラン事業部 「オテル・ド・ヨシノ」

和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 12 階 TEL:073-422-0001

- ◆ホテル事業部 「ホテルランドマーク和歌山」

和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 10・11 階 TEL:073-422-1200



高校卒業後、創業者である父、丸山芳文の2代目として

第2創業者のつもりで経営に従事し、55年目です。

営業エリアは和歌山県内を中心とし、近畿一円、四国、岡山、名古屋方面。

講演Ⅱ：テーマ 私の人生「困難が無かったら今がない」

講師：株式会社丸和 代表取締役 丸山昌三 先生

座長：副会長 児玉敏宏 先生

【児玉副会長】 では、引き続き、本日のメインイベントですね。講演Ⅱに入らせていただきます。

本日は、丸山昌三社長のご講演を賜ります。丸山社長は、当然皆様ご存じだと思うんですが、私、個人的には青年会議所の先輩でもあります。また、キワニスクラブというのが和歌山にありまして、丸山社長のご推薦をいただいて入会させていただいたという、私にとっては大先輩でございます。病院とか、それから私どものクリニックにしましても、寝具、それから制服、それから、透析室、病棟のテレビなどなど、大変お世話になっております。

それでは、皆さんご存じでしょうが、今日は資料もついておりますが、丸山さんのご略歴を紹介したいと思います。

【児玉副会長】 丸山さんは、和歌山県立向陽高等学校をご卒業され、何と大学には行かずに、創業者であるお父様のところで経営に従事して55年たつということでございます。特に特徴のあるところは、2代目ではなくて第2創業者ということで、非常に頑張って尽力を注いできたということが言えると思います。現在は、株式会社丸和代表取締役、それから、有限会社アリオ取締役、有限会社昌和代表取締役などを歴任されておりますし、関連会社、事業部としては、社会福祉法人桃の木会、それから、キンキ寝具株式会社、これは大阪に本社があるようですね。それから、今日お世話になりますオテル・ド・ヨシノのオーナーでもありますし。今日は、丸山さんのいわゆる宣伝の紙が配られておりますが、中にオテル・ド・ヨシノの3,000円の食事券が入っておりますので。

【丸山社長】 少しで申しわけないです。

【児玉副会長】 いや、これは丸山先輩の太っ腹のお心遣いと存じております。感謝申し上げます。捨てないように、持ち帰っていただきたいと思います。

また、2階下にありますホテル事業もされているということで、多岐にわたって活躍されている社長であります。

今日は、「私の人生『困難が無かったら今がない』」ということで、波瀾万丈だったのか、それとも、すごいサクセスストーリーを話していただけるのか。私は丸山さんとは随分お付き合いが長いんですが、人生については、どうのこうのというのはほんとうに聞いたことがありませんので、今日はほんとうに興味深く拝聴したいと思います。

それでは、丸山先輩、よろしくどうぞお願いいたします。

【丸山社長】 ご紹介いただきました丸山です。

まず初めに、先生、皆様方には長い間お取引をいただいていると思うんですけれども、この場をおかりして、厚く、御礼と感謝を申し上げます。今日は営業も皆来ていますので、

立って一緒に。ほんとうに長い間いろいろとお世話になって、ありがとうございます。

まず、海南の辻寛先生から3カ月ぐらい前に、何でもいいさかいに、ちょっと話をせよということでありますので、僕も我流でほんとうに仕事をしてきたんですけれども、失礼なことも、いろいろなことが話に出るかわかりませんが、聞き流していただきたいと思います。

僕は、風神さんとも本籍が近くて、ちょっと遠縁にもなりまして、家も昔の家は隣同士で、すごいご縁もあるんですけれども、風神さんは、それはきりっとして。

いろいろな仕組みをつくっていかんとあかんと思うんですけれども、僕はとりあえず、お金と言ったらあれなんですけれども、みんなが入ってくるような仕組みを、うちの会社もそうなんですけれども、病院に何もかも患者さんが自然にどんどん来てくれるような病院にする、会社にするのが一番かなと思って今までやってきました。

それは、一番影響を受けたというか、本の中で、リコーの社長、市村清社長、もう亡くなっていますけれども、創業者なんですけれども、この方が小さいころすごい貧しく、毎日おやじと、鳥とか、そういう川とか山とかにとりに行くということなんですけれども、若い方は多分知らんと思いますけれども、僕らの時代、竹のさおに鳥もちをつけて、鳥もちに鳥をくっつけに行くわけなんですね。市村清さんのお父さんが行ったら、5羽、6羽、いろいろと鳥をとるわけなんですけれども、市村清少年が、おやじ、どうしたら鳥がとれるんだ、とり方を教えてくれという話を子供ながらにしたらしいんですけれども、そのときにお父さんが、おまえは鳥に鳥もちをつけに行くからとれんねん。鳥から鳥もちにくっついてくるように、鳥が鳥もちにくっついてくるようなことを考えよという話をされて、それから、風の向きとか夕日とか、いろいろなそういうことを考えて、鳥をとれるようになったと。それを商売というか仕事に通じて考えて、お客さんにいいことをしていたら必ず、病院もそうですけれども、発展していく。そういうことで、信用を大事に長年、今も信用を続けさせていただいています。

一番僕の転機になったのは、1981年6月4日におやじが急死しました。僕が34歳のときだったんですけれども、それが、僕もよく遊んでいまして、親から勘当されて外に出ていたんですけれども、おやじが亡くなったので会社に帰ってきました。それから、全く銀行のことも事務のことも、営業は若干やっていたんですけれども、仕事の内容もわからずに、会社に帰ってから、とりあえず、そのときはほんとうに下請の会社だったんですけれども、やっぱり自分のところで自分の仕事、直接の仕事をしていきたい、そうなりまして、病院のお仕事を営業で一軒一軒行かせていただくんですけれども、全国一の京都の会社がありまして、ほんとうに前へ前へ、行くんですけれども、なかなか行けない。ここでほんとうに諦めるというか、いろいろな圧力もありまして、行政的な圧力から、いろいろな業界の圧力から、いろいろな圧力があつたんですけれども、やっぱり諦めたら終わりやと思ひまして、諦めずにやり続けたというか、その結果が今続いているのではないかなと思うんです。

仕事が多くなって、クリーニング工場をつくらんといかんのですけれども、地元の銀行がお金を貸してくれん。金をつくるのに、ほんとうに信用もあまりないし、何かいろいろな壁にぶつかりまして、そのときに、いろいろなちょっと難儀した人というか、いろいろな人の本を読んだり先輩に話を聞いたり、最後はそういう人に助けられたというか、そういうことで乗り切れたんですけれども、まだまだこれから先わかりませんが、そのときに、たまたま今日は、手帳はあんまり書いていないんですけれども、1992年から5年ほど手帳をつけていたんですよ。ここにいろいろ苦しかったときのことをたまたま書いていた。それは、また後で読ませていただきます。

あと、今から25年前、1992年の手帳なんですけれども、そこにリコーの創業者の市村さん、それから、ホンダの社長とかスズキ自動車の会長とか、いろいろな方の難儀したときのことを書いていることを糧にして前に行けた。

一番思ったのは、太田垣さんという関西電力の社長なんですけれども、黒部ダム、多分知っている方は少ないと思いますけれども、この黒部ダムを建設中に、1カ月の間に2人の子供を失うというか、そういう悲運に遭ったらしいです。このときの痛恨の思いを、ほんとうに何物にもかえがたい大切な子供を一度に2人も亡くして、地位も名誉もどんな物質にも、何の役にも立たなかったということを書いております。こういうことを僕も読みまして、怖いものがなくなるというか、お金も物も人も、いろいろなことがあったんですけれども、それを乗り越えていくという勇気を与えられた、そういうこともありました。

ちょっと話は飛ぶんですけれども、去年、スズキ自動車の鈴木修会長が和歌山へお見えになりまして、僕は10年ぐらい前からずっとおつき合いがあって、最近一番残念だったことは、聖路加国際病院の病院長であった日野原先生が亡くなったんですけれども、この方が120歳まで生きるという話をされたそうなんです。それはなぜかといいましたら、鈴木会長が、「会長は健康管理をどないしているんですか？」と僕が聞きましたら、年に1回、聖路加病院に2泊3日の検査に行っているという話で、その話が、いつも日野原先生が、「鈴木君、今年も健康優良児やで！」ということで部屋に入ってきて、鈴木君、120歳までちゃんとしたら生きられるんやから、ともに120歳まで生きようということで、鈴木会長とそういう話をされたそうです。僕は、この間105歳で亡くなった、非常に残念に思っているんですけれども、120まで目標を達してほしかったなと思うんですけれども、それも寿命だなと思っております。



そのときに、ちょっとこれは余談になるんですけれども、鈴木会長に、「丸山ご夫妻、120まで頑張りましょう」と、会長に（この色紙を）書いてもらったんです。「感謝、やる

気。」このやる気というのは、島（精機）の社長も気を言いますね。やる気。僕も今、今年11月で72になるんですよ。気は、まだまだやる気というか、頑張らなあかんと言っているんですけども、鈴木さんもう87で、僕はこのときに島の社長にも話をしたんですけども、僕が3倍働かんとあかん。鈴木のを会長を思ったら、3倍働く、島の社長の2倍働かんとあかん、島の社長にもそう言うたんです。それで、いろいろ話をしたら、僕よりか鈴木会長が3倍も5倍も働いています。それにはびっくりしました。それは年に関係なしに、やる気さえあったらまだまだ頑張れるのではないかなと思っていますし、健康一番に、まだまだ設備もやりたいし、工場の環境整備もまだまだやっていきたいし、命ある限り頑張ろうかなと思っているんですけども。

一番銀行でお金を貸してくれないときは、「よし、銀行はアリナミンやと思え。」貸してくれやん銀行はアリナミンやと思ってね。それで、今は仲よくお付き合いもさせていただいていますけれども、難儀なことを乗り越えたら、その人に感謝できるようになったら。そういうふうにも思っております。死んだおやじもそうです。銀行もそうですけれども、ライバル会社でもそうですけれども、そういうことがなかったら乗り切れていないかなと思いますので、僕は難儀して難儀してそれを乗り越えていって、感謝できるようになったら一番かなと今思っているんです。

いろいろなまだまだお話ししたいことはたくさんあるんですけども、絶えず、トヨタの社長も、僕が30ぐらいやったと思うんですけども、その年に僕もなったんですけども、私も既に70歳を過ぎましたが、80になっても絶えず前を向いて歩いていくつもりだ、人間も企業も前を歩いていけなくなったときが終わりであると思っています。そういうことも、とりあえず80になっても85でも90でも、気がある限り前を向いて、病院の設備もそうですけれども、やっぱり患者さんのために、環境も含めて、医療もいろいろな形で総合的に前を向いていかないかんのではないかなと思っています。

そうやけれども、最後は僕は行き着くところ、お金も大事ですけども、人が一番大事かなと思っていますし、外の人、うちの人じゃなかったら発展がないというか、発展していかんというか、そう思います。今、僕がやり始めるころは、やっと1,000ベッドになったとか、やっと3,000ベッドになったとか言うて、目標に5,000ベッド、1万ベッドと、目標を持ってみんなに協力してもらいながらやってきたんですけども、今は範囲も広くなりまして、和歌山県下一円は行かせていただいていますし、徳島、高松、岡山、大阪、奈良、半田市の近くまで、それだけの商圈も広がりまして、今でざっと5万ベッドぐらい仕事をさせていただいてまして、今、インバウンドの関係もあって、ホテルもすごく忙しくて、業種に恵まれているというか、ほんとうにありがたいなと思っているんですけども、まだまだ、うちも社会福祉法人桃の木会というのを持っていて、ここがほんまに軽い知的障害を持った人なんですけれども、60名ぐらい働いてくれています。まだ、この人らが定年になって入る老人ホームもつくりたいし。

そうやけれども、その障害者の人にすごいエネルギーをもらいますし、障害者の人のほ

うが健常者よりか逆に常識があるのと違うかなと思うことがいっぱいあります。純粹ですし、ほんとうに僕らうちの社員は、その障害者の方に逆にいろいろな面で勉強させていただいていると思っています。

そんなので、とりあえずこれからも、工場、今も暑いんですけども、やっぱりアイロンというか、170度ぐらいの機械が回っていますので、会社の工場の中は47度ぐらいに温度が上がりますので、スポットクーラーは入れているんですけども、なかなか大変な作業なんですけれども、それを何とか環境をよくしたいということで、今年もちょっとオランダに見学に行って、無人化に近いような工場をこれからまた目指したいと思っていますので、まだまだ何かやっていきたいなと思っています。

あとは、ちょっと余談になるんですけども、辻先生が何でも話をせいと言うので、お話もさせていただきますけれども、僕はずっといろいろな人とつき合いがあるんですけども、学校の先生と警察の先生と公務員のタイプ、全部が全部と違いますけれども、やはり我々とちょっと感覚が違うというか、行政に立っている人はもっと日本の国民を引っ張っていつてもらわんとあかんと思うんですけども、何か足を引っ張りっこというか、そういう感じを受けて、娘がうちは2人いてるんですけども、小さいころから、警官とは絶対結婚するなよと、警官の人に悪いんですけども。因果なもので、長女が警官と結婚しまして、そんなものだなと思っているんですけども。

そうやけれども、やっぱり僕も、いろいろな人、いろいろな先生もおつき合いさせていただいているんですけども、やっぱり超一流の先生というか、企業人もそうですけれども、すごい謙虚やし、腰も低いし、何かそういう気もするんです。何か威張る人もたくさんいるんですけども、会社の社長でも威張る人もいますけれども、何か中途半端な人がそういうふうに威張るのかなと思うときもありますし、やはり患者さん一番で、施設、病院の先生も、患者さんの家族も含めて一生懸命看護なり治療なりされたら、必ず患者さんはどんどん来てくれるようになると思うんです。和歌山もこれから人口がどんどん減っていきますし、医療の関係も大変だと思うんですけども、うちらもそうですけれども、やっぱりちゃんとしてきちっとしたところが生き残るのではないかなと思っています。

僕は今度、自分のところの後継の問題がある、みんな後継の問題もあると思うんですけども、それはちゃんと決めていかんといかんと思うんですけども、健康である限り、これからもまだまだ続けたいと思いますので、皆さんにもご迷惑をまだまだかけるかわかりませんが、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

【児玉副会長】 どうもありがとうございました。

やっぱり丸山先輩は34歳でお父様を亡くされて、私の場合は31で。なので、まだ半人前でしたし、おやじから帝王学なんか、経営も全然知らないまま、こうして、やはりやる気、元気、気力、それがあれば何とかなるんだと、非常に今日は丸山先輩の話が。

【丸山社長】 いやいや、僕もおやじがどえらい厳しかったんです。その厳しかった部分に反発したんですよ。死んでみたら、やっぱり親の言うていることが正しい、親にほん

まに親孝行したかったなと思って、後悔することばかりなんです。

【児玉副会長】 同感です。

【丸山社長】 僕も、自分で商売するのに、勝手に金でちょっとお金を借りたんですけど、金は友達が保証人。そのとき、保証協会に行ったら、友達にまた2回もなってもらうわけにいかんし、勝手におやじの名前を書いた。ところが、保証協会がおやじに電話で、うちのおやじは保証人にならんわけですよ。そのときに、どえらい僕はおやじとけんかしたんです。そうやけれども、僕も親の立場になって、僕やったら保証人にはなっていないです。それは、自分がそうならんとわからんのですわ。そんなので、ほんとうに親がいてるときに親孝行できないなということは、ほんとうにそのことやと思うんです。

今日は、ほんとうにそんなつまらん話ですけども、ありがとうございました。

【児玉副会長】 ありがとうございました。

丸山先輩、この後も懇親会には参加してくれるそうですので、またいろいろな話をさせていただいて、懇親を深めていただければと思います。どうも今日はありがとうございました。

—— 了 ——

Ⅲ. 情報交換会



【司会・幹事】 勝田 仁康 副会長

◆開会の挨拶：児玉 敏宏 副会長

◆乾杯の挨拶：宮本 克之 監事

◇「オペラ・コンサート」

ソプラノ歌手：山崎 多恵

伴奏：兼子 万美子

◆閉会の挨拶：辻 寛 副会長









出席者名簿

「H29 年度和歌山県有床診療所協議会総会・講演会・情報交換会」参加者名簿

【敬称略・順不同】

○来賓・講師（税理士法人 風神会計事務所）

氏名	役職名	総会	講演会	情報交換会
風神 正典	代表社員	○	○	○

○来賓・講師（株式会社 丸和）

氏名	役職名	総会	講演会	情報交換会
丸山 昌三	代表取締役	×	○	○

○来賓（読売新聞社 和歌山支局）

氏名	役職名	総会	講演会	情報交換会
辻 美弥子	支局長	○	×	×

○オペラ・コンサート

氏名		総会	講演会	情報交換会
山崎 多恵	ソプラノ歌手	×	×	○
兼子 万美子	伴奏	×	×	○

○協賛企業（株式会社 関西臨床検査総合研究所）

氏名	役職名	総会	講演会	情報交換会
黒松 敏二	会長	○	○	×
前岩 良和	社長	○	○	×

●和歌山市（和歌山市医師会）会員

氏名	診療所名	総会	講演会	情報交換会
星野 好則	（医）明星会 星野胃腸 クリニック	○	○	○
宮本 克之	（医）潤生会 宮本医院	○	○	○
粉川 信義	（医）粉川レディース クリニック	○	○	○
木下 泰伸	きのしたクリニック	○	○	○
大谷 晴久	（医）博文会 紀泉 KD クリニック	○	○	○

●海南市（海南医師会）会員

氏名	診療所名	総会	講演会	情報交換会
辻 寛	(医) 同仁会 辻整形外科	○	○	○
辻 秀一郎 (院長)	(医) 辻秀輝整形外科	○	○	○
服部 祐介 (事務長)	(医) 辻秀樹整形外科	○	○	○

●岩出・紀の川市（那賀医師会）会員

氏名	診療所名	総会	講演会	情報交換会
児玉 敏宏	(医) 博文会 紀の川 クリニック	○	○	○
勝田 仁康	(医) 慈愛会 勝田胃腸 内科外科医院	○	○	○
北山 俊也	北山産婦人科クリニック	○	○	○

●伊都・橋本市（伊都医師会）会員

氏名	診療所名	総会	講演会	情報交換会
高出 泰宏	(医)博周会 梅本診療所	○	○	×

●田辺市（田辺市医師会）会員

氏名	診療所名	総会	講演会	情報交換会
辻 興	(医) 外科内科 辻医院	○	○	○

●婦人の会

氏名	所属診療所名	総会	講演会	情報交換会
勝田 賀津子	勝田胃腸内科外科	×	×	○
辻 恵美	辻整形外科	×	×	○
辻 明子	外科内科辻医院	×	×	○

●役員診療所からの協力スタッフ

氏名	所属診療所名	総会	講演会	情報交換会
松本 瑞恵	粉川レディースクリニック	○	○	×
山田 美穂	粉川レディースクリニック	○	○	×
矢川 洋子	辻整形外科	○	○	○
榎本 真仁	辻整形外科	○	○	○
植野 晴美	勝田胃腸内科外科	○	○	○
豊田 久美子	勝田胃腸内科外科	○	○	○
石黒 昌豊	紀の川クリニック	○	○	○
森田 瑞穂	紀の川クリニック	○	○	○
立花 留美	宮本医院	○	○	○
島本 佳芳里	宮本医院	○	○	○

●会員事務局

氏名	所属診療所名	総会	講演会	情報交換会
濱中 眞美子	外科内科辻医院	○	○	○
山本 めぐみ	外科内科辻医院	○	○	○
荒居 麻美	外科内科辻医院	○	○	○
大久保 裕子	外科内科辻医院	○	○	○

◆ 総会・講演会・情報交換会参加者総数：計 37 名

◇ 総会・講演会 参加者数：計 32 名

内訳：会員 13 名、スタッフ 14 名、婦人会 0 名、来賓 1 名、講師 2 名、関西臨床 2 名

◇ 情報交換会参加者数：計 31 名

内訳：会員 12 名、スタッフ 12 名、婦人会 3 名、来賓 0 名、講師 2 名、関西臨床 0 名、オペラ・コンサート 2 名

和歌山県有床診療所協議会
会員名簿
会員連絡網
会則

和歌山県有床診療所協議会会員名簿
平成 29 年 8 月現在 会員 40 名

●和歌山市（和歌山市医師会）

氏名	診療所名	〒	住所	電話番号	FAX
青木 敏	（医）青木整形外科	641-0015	和歌山市布引 763-8	073-446-2110	073-446-2135
岩橋 五郎	（医）新生会岩橋医院	641-0035	和歌山市関戸 1 丁目 6-44	073-444-4060	073-444-4096
宇治田 卓 司	（医）卓麻会 宇治田 循環器科内科	640-8434	和歌山市榎原 204-8	073-455-6699	073-452-6540
嶋本 嘉克	嶋本脳神経外科・内科	641-0036	和歌山市西浜 921-4	073-446-3636	073-446-3637
武用 瀧彦	（医）一穂会 武用整 形外科	640-8303	和歌山市鳴神 1005	073-473-5000	073-474-4875
星野 好則	（医）明星会 星野胃 腸クリニック	640-8342	和歌山市友田町 5-32	073-422-0007	073-422-2288
山口 節生	（医）慈生会 山口整 形外科	640-8472	和歌山市大谷 405-1	073-452-3121	073-453-0554
上野 雅弘	（医）明成会 紀伊ク リニック	649-6332	和歌山市宇田森 275-10	073-461-7161	073-461-7112
宮本 克之	（医）潤生会 宮本医 院	641-0051	和歌山市西高松 1-5-36	073-422-6065	073-424-2096
粉川 信義	（医）粉川レディース クリニック	640-8482	和歌山市六十谷 366-4	073-461-0349	073-461-9000
濱田 寛子	はまだ産婦人科	649-6314	和歌山市島 230-2	073-462-0341	073-462-1006
木下 泰伸	きのしたクリニック	649-6324	和歌山市禰宜 970-1	073-465-3777	073-477-5500
大谷 晴久	（医）博文会 紀泉K Dクリニック	640-8471	和歌山市善明寺 358-1	073-454-5515	073-454-5565

●海南市（海南医師会）

氏名	診療所名	〒	住所	電話番号	FAX
辻 寛	(医) 同仁会 辻整形外科	642-0031	海南市築地 1-50	073-483-1234	073-483-0221
辻 秀輝	(医) 辻秀輝整形外科	642-0032	海南市名高 178-1	073-483-3131	073-482-6090
安村 知加	西本内科外科医院	649-0122	海南市下津町黒田 84-1	073-492-2241	073-492-4605

●岩出・紀の川市（那賀医師会）

氏名	診療所名	〒	住所	電話番号	FAX
黒山 哲彌 (坂頭 節哉)	(医) 彌栄会 やよい メディカルクリニッ ク	649-6215	岩出市中迫 13	0736-62-7777	0736-62-8813
児玉 敏宏	(医) 博文会 紀の川 クリニック	649-6213	岩出市西国分 501	0736-62-0717	0736-62-2831
久保 光伸	久保外科	640-0413	紀の川市貴志川 町神戸 212-2	0736-64-5788	0736-64-7907
奥 篤	(医) 篤真会 奥クリ ニック	649-6412	紀の川市黒土 263-1	0736-77-7800	0736-77-7811
長雄 好昭	(医) 英正会 長雄整 形外科	649-6426	紀の川市下井阪 4477-1	0736-77-5700	0736-77-5702
勝田 仁康	(医) 慈愛会 勝田胃 腸内科外科医院	649-6531	紀の川市粉川 1916	0736-73-2101	0736-73-7188
北山 俊也	北山産婦人科クリニ ック	640-0401	紀の川市貴志川 町丸栖 662-1	0736-64-3048	0736-64-7748

●伊都・橋本市（伊都医師会）

氏名	診療所名	〒	住所	電話番号	FAX
吉田 裕	(医) 恒裕会 吉田ク リニック	649-7113	伊都郡かつらぎ 町妙寺 439-92	0736-22-5862	0736-22-7485
梅本 博昭	(医) 博周会 梅本診 療所	648-0015	橋本市隅田町河 瀬 352	0736-33-0477	0736-33-0873
岡田 正道	(医) 岡田整形外科	648-0073	橋本市市脇 1-45-2	0736-32-8080	0736-32-8082

●有田市（有田市医師会）：会員無し

●有田郡（有田郡医師会）

氏名	診療所名	〒	住所	電話番号	FAX
島 和生	しまクリニック	643-0025	有田郡有田川町 土生 371-26	0737-52-7881	0737-52-7885
橋本 忠明	（医）明誠会 橋本胃 腸肛門外科	643-0004	有田郡湯浅町湯 浅 1749-3	0737-62-2226	0737-64-0020
森下 常一	森下整形外科	643-0065	有田郡広川町東 中 64-1	0737-64-0366	0737-64-0093

●御坊市・日高郡（日高医師会）

氏名	診療所名	〒	住所	電話番号	FAX
川端 良樹	紀伊クリニック	644-0012	御坊市湯川町小 松原 615-1	0738-24-2222	0738-24-1735
深谷 修平	深谷外科医院	644-0011	御坊市湯川町財 部 670-1	0738-23-1881	0738-23-1882
辻村 武文	辻村外科	645-0001	日高郡みなべ町 東吉田 282	0739-72-2522	0739-72-3751

●田辺市（田辺市医師会）

氏名	診療所名	〒	住所	電話番号	FAX
榎本 修	（医）榎本産婦人科	646-0031	田辺市湊 1174-1	0739-22-0019	0739-22-0519
辻 興	（医）外科内科 辻医 院	646-0036	田辺市上屋敷 3-11-14	0739-22-2534	0739-22-0538

●西牟婁郡（西牟婁郡医師会）

氏名	診療所名	〒	住所	電話番号	FAX
丸笹 雄一 郎	丸笹外科内科	649-2511	西牟婁郡白浜町 日置 981	0739-52-3636	0739-52-6970

●東牟婁郡（東牟婁郡医師会）

氏名	診療所名	〒	住所	電話番号	FAX
木下 欣也	（医）木下医院	649-5332	東牟婁郡那智勝 浦町朝日 1-60	0735-52-2035	0735-52-6522
覚前 哲	（医）覚前医院	649-3523	東牟婁郡串本町 和深 838	0735-67-0077	0735-67-0365

●新宮市（新宮市医師会）

氏名	診療所名	〒	住所	電話番号	FAX
要 明雄	（医）要外科内科医院	647-0045	新宮市井の沢 9-10	0735-22-5191	0735-22-3459
玉置 公一	玉置整形外科医院	647-0043	新宮市緑ヶ丘 2-3-11	0735-22-6172	0735-22-6173
中瀬古 晶 一	中瀬古整形外科	647-0004	新宮市大橋通 4-1-9	0735-22-7828	0735-22-3003

和歌山県有床診療所協議会 連絡網										平成29年5月現在									
会長 辻 興										(会員 40名)									
TEL 0739-22-0534										A会員・・・33名									
FAX 0739-22-0538										B会員・・・7名									
奥 篤																			
	長雄 好昭										丸笹 雄一郎								
TEL 0736-77-7800	TEL 0736-77-5700										TEL 0739-52-3636								
FAX 0736-77-7811	FAX 0736-77-5702										FAX 0739-52-3970								
武用 瀧彦																			
TEL 073-473-5000	勝田 仁康										山口 節生								
FAX 073-474-4875	TEL 0736-73-2101										TEL 073-452-3121								
	FAX 0736-73-7188										FAX 0735-67-0077								
辻 寛																			
TEL 073-483-1234	久保 光伸										木下 欣也								
FAX 073-483-0221	TEL 0736-64-5788										TEL 0735-52-2035								
	FAX 0736-64-7907										FAX 0735-52-6522								
辻 秀輝																			
TEL 073-483-3131	黒山 智彌 (坂頭 智雄)										宇治田 卓司								
FAX 073-482-6090	TEL 0736-62-7777										TEL 073-455-6699								
	FAX 0736-62-8813										FAX 073-452-6540								
宮本 克之																			
TEL 073-422-6065	山野 雅弘										嶋本 嘉克								
FAX 073-424-2096	TEL 073-461-7161										TEL 073-446-3636								
	FAX 073-461-7112										FAX 073-446-3637								
安村 知加																			
TEL 073-492-2241	大谷 晴久										星野 好則								
FAX 073-492-4605	TEL 073-454-5515										TEL 073-422-0007								
	FAX 073-454-5565										FAX 073-422-2288								

和歌山県有床診療所協議会 会則

第一章 名称及び事務所

第1条 本会は和歌山県有床診療所協議会と称し、事務所を県医師会内に置く。

第二章 目的および事業

第2条 本会は日本医師会、県医師会のもとに、有床診療所がお互いに強い連携をもって時代に即応した医療機関のあり方を研究するとともに、その発展と健全運営を図り地域に密着した医療制度を目指して地域医療に貢献することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 総会、研修会等の開催に関する事項。
2. 日本医師会、県医師会への協力要請に関する事項。
3. 有床診療所運営に関する事項。
4. 地域医療、保険医療、救急医療活動の向上に関する事項。
5. その他、目的達成上必要な事項。

第三章 構成

第4条 ①本会は和歌山県医師会会員で有床診療所の開設者、およびそこに勤務する医師、又は本会の目的に賛同する人をもって構成する。
②本会会員は全国有床診療所連絡協議会会員となるものとする。
③本会会員は病床稼働中の有床診療所医師のA会員と病床稼働中でない有床診療所医師、または本会に賛同する賛助医師のB会員からなるものとする。

第5条 本会へ入会する場合はその年度の会費を添えて会長に申し込むものとする。
入会は役員会議で決定する。
退会を希望する場合は、退会届けを会長に提出しなければならない。

第6条 本会は次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 若干名
4. 監事 2名
5. 役員の推薦により名誉会長及び顧問を置く事ができる。

第7条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

第8条 本会の会長及び副会長は役員会で選出し総会において承認を受けるものとする。

その他の役員は会長が委嘱する。

第四章 会議

第9条 会議は総会および役員会とし、会長が召集する。

第10条 総会は定期総会および臨時総会とする。

1. 定期総会は毎年1回開催し会務報告、事業計画、収支決算報告等、運営上重要な事項については総会に図り（欠席者の委任状を含む）過半数の賛同を得て決定する。
2. 臨時総会は会長が必要と認めた時又は、会員の3分の1以上の希望があれば開くことができる。
3. 役員会は会務の計画、運営にあたる。

第5章 経費

第11条 本会の経費は会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第13条 会費は毎年度3月末日までに納入しなければならない。

付則 ①本会の会費は次のとおりとする。

年会費 A会員 40,000 円

B会員 15,000 円

（全国有床診療所連絡協議会年会費 A会員 20,000 円）

B会員 10,000 円）

（和歌山県有床診療所協議会年会費 A会員 20,000 円）

B会員 5,000 円）

平成11年度より会費は基金引きとする。

②本会則は平成7年7月22日から施行する。

③会費は毎年6月に基金引きとする。

④本会則は平成10年8月21日から施行す。

⑤本会則は平成16年8月21日から施行す。

⑥本会則は平成26年10月1日から施行す。

⑦本会則は平成27年8月29日から施行す。

⑧本会則は平成27年10月24日から施行す。